平成21年11月宮崎県定例県議会 総務政策常任委員会会議録 平成21年12月7日~8日

場 所 第2委員会室

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- ○議案第1号 平成21年度宮崎県一般会計補正 予算(第5号)
- ○議案第3号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- ○議案第5号 公の施設に関する条例の一部を 改正する条例
- ○議案第6号 宮崎県における事務処理の特例 に関する条例の一部を改正する 条例
- ○議案第12号 当せん金付証票の発売について
- ○請願第29号 改正国籍法の厳格な制度運用を 求める請願書
- ○請願第30-1号 教育格差をなくしすべての子 どもにゆきとどいた教育を求 める請願書
- ○請願第31号 たばこ税増税反対についての請 願書

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- ○県民政策及び行財政対策に関する調査
- ○その他報告事項
- ・新たな県総合計画の策定状況について
- ・平成22年度の県政運営について
- ・みやざきソーラーフロンティア構想の取組み について
- ・宮崎駅西口拠点施設整備事業について
- ・宮崎県消費者行政推進本部の設置について
- ・宮崎国際音楽祭を考える懇談会について
- ・平成20年度市町村公営企業会計決算の概要に

ついて

・平成22年3月23日付け及び4月1日付けの市 町村への権限移譲について

出席委員(8人)

委	員		長	髙	橋		透
副	委	員	長	河	野	安	幸
委			員	福	田	作	弥
委			員	萩	原	耕	三
委			員	押	JII	修-	一郎
委			員	武	井	俊	輔
委			員	権	藤	梅	義
委			員	前屋敷		恵	美

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長 高 山 幹 男 県民政策部次長 高 勝 弘 (政策担当) 県民政策部次長 髙 島 俊 (県民生活担当) 総合政策課長 永 Щ 英 也 秘書広報課長 \blacksquare 博 昭 鲁. 本 江里子 統計調査課長 櫄 総合交通課長 長 嶺 泰 弘 生活・協働・男女参画課長 髙 原 みゆき 文化文教・国際課長 福村英明 酒 井 勇 人権同和対策課長 情報政策課長 金 丸裕 中山間・地域対策室長 山内武則 広報 企画 監 津 曲 睦 己

黒 木 典

明

交通 • 地域安全対策監

総 務 部

総務 部 長 山下健次 総務部次長 土 持 正 弘 (総務・職員担当) 総務部次長 萩 原 俊 元 (財務・市町村担当) 危機管理局長 谷 弘 部参事兼総務課長 野 誠 堀 部参事兼人事課長 四本 孝 行 政 経 営 課 長 桑山秀 彦 財 政 課 長 野 博 西 之 税 務 課 長 永 田 裕 志 市町村課長 新 田 原 市町村合併支援室長 雄 茂 部参事兼総務事務センター課長 柄 本 寛 危機管理課長 武田久雄 消防保安課長 川野直記

監査事務局

 事務局長佐藤勝士

 監査第一課長川越長敏

 監査第二課長道久奉三

事務局職員出席者

総務課主幹 黒田 渉議事課主幹 壱岐哲也

○髙橋委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてでありますが、お 手元の配席案のとおり決定してよろしいでしょ うか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋委員長 それでは、そのように決定いた します。 まず、本日の委員会の日程についてでありま す。日程案につきましては、お手元に配付のと おりでありますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋委員長 それでは、そのように決定いた します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。 午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○髙橋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されまた議案並びに報告事項 等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終 了した後にお願いいたします。

〇山下総務部長 総務部でございます。どうぞ よろしくお願いいたします。

今回、御審議をいただきます議案につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料によりまして、御説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。平成21年度11月補正予算案の概要(議案第1号、第2号)についてであります。

今回の補正は、経済・雇用対策の実施に伴う もの、その他必要とする経費について措置する こととしたものであります。補正額は、一般会 計が65億9,332万円、特別会計が5,934万円のい ずれも増額であります。この結果、一般会計の 予算規模は6,347億2,866万9,000円となります。 補正による一般会計の歳入財源の主なものは、 国庫支出金53億5,794万8,000円、繰入金12億838 万5,000円などであります。

2ページをお願いいたします。上の表が一般 会計の歳出の款ごとの内訳でありますが、主な ものを申し上げますと、総務費は、定住自立圏 促進のための民間投資への支援や、県民から大きな反響のありました太陽光発電システム導入 促進事業の増額など、民生費は、介護基盤緊急 整備等臨時特例基金への積み立てなど、衛生費 は、今回新たに造成いたします医療施設耐震化 等臨時特例基金への積み立てや新型インフルエ ンザ対策などをお願いしております。

なお、下の表は特別会計でありますが、今回 は、農業改良資金のうち、就農支援資金の貸付 枠の拡大をお願いしているところであります。

5ページをお願いいたします。総務部における11月補正についての課別集計表でございます。 表にありますとおり、総務部といたしましては、 財政課及び危機管理課におきまして、合計 6 億963万6,000円の増額をお願いしております。

補正予算案については以上であります。

次に、特別議案関係について御説明いたします。

資料の7ページをお願いいたします。議案第3号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う船員保険法の一部改正により、船員保険の補償対象外となります非常勤職員である船員の職務上の疾病及び年金を、条例による公務災害補償制度により補償するために、所要の改正を行うものであります。

次に、資料の9ページと12ページでございますけれども、これらは、いずれも、議案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは、宮崎市と清武町の合併に伴う規定の整備と、希望する市町村に権限を移譲するための改正を行うものであります。

次に、資料の15ページをお願いいたします。 議案第12号「当せん金付証票の発売について」 であります。これは、平成22年度の本県におけ る宝くじの発売金額を平成21年度と同額の106 億6,000万円以内とするものであります。

特別議案といたしましては、以上の3件でございます。

次に、報告事項でございます。

別冊の11月定例県議会報告書をごらんいただきたいと思います。4ページの損害賠償額を定めたことについてでありますけれども、上から3番目が総務部関係でございます。これは、県有車両による交通事故の損害賠償額について、地方自治法第180条第2項の規定(専決処分)に基づきまして、御報告をするものでございます。

最後に、その他報告でございますが、資料の16ページをお願いいたします。本日、御報告をいたしますのは、「平成22年3月23日付及び4月1日付の市町村への権限移譲について」及び20ページの「平成20年度市町村公営企業会計決算の概要について」の2件でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から 説明をいたさせますので、御審議のほどよろし くお願いいたします。

私からは以上でございます。

○西野財政課長 11月補正の一般会計歳入について御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。 今回お願いしております補正予算の一般会計歳 入一覧であります。その内容について御説明い たします。今回補正額という欄を縦に見ていた だきますと、主なもので言いますと、まず、自 主財源につきましては、繰入金が12億838万5,000 円、依存財源につきましては、国庫支出金が53 億5,794万8,000円など、いずれも増額となって おります。この結果、この表の一番下の欄にありますとおり、この補正による歳入の合計は、65億9,332万円の増額となっております。したがいまして、補正後の一般会計の予算規模は、6,347億2,866万9,000円となります。

次に、4ページをお開きください。ただいま 御説明いたしました歳入の科目別の概要であり ます。主なものについて御説明いたしますと、 まず、分担金及び負担金についてでありますが、 公共事業費のうち、漁港事業に対する市町村負 担金であります。次に、繰入金であります。財 政調整積立金の取り崩しのほか、国の臨時的な 交付金による基金を取り崩して各種事業の財源 とするものでありまして、総額で12億838万5,000 円の増額となっております。次の諸収入は、前 年度の事業費確定に伴う事業主体団体からの返 還金であります。次に、国庫支出金であります。 公共事業費の国庫補助決定に伴い、国庫負担金 が2,000万円余の増額となっております。国庫補 助金につきましては、臨時的な交付金の交付決 定等により53億円余の増額であります。また、 委託金につきましては、食品残留農薬実態調査 費の委託決定によるものであります。県債は、 漁港事業に活用するものであります。

歳入予算については以上でございます。

〇四本人事課長 委員会資料の7ページをお開きいただきたいと思います。議案第3号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてであります。従来、非常勤職員たる船員の職務上の疾病及び年金につきましては、船員保険の対象となっておりましたが、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う船員保険法の一部改正が施行さ

れることに伴いまして、今後は、労災保険法または条例に基づく公務災害補償制度ということになります。今回の改正は、法律の改正に伴い、 条例の対象職員となる非常勤職員に船員を加えるための改正を行うものであります。

次に、2の改正内容についてでありますが、 非常勤職員たる船員を条例の対象職員に加える ために、(1)、(2)にありますとおり、条例 中の対象職員除外規定から船員に係る部分を削 除するものであります。

3の施行期日につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律に伴う船員保険法の一部改正の施行時期であります平成22年1月1日としております。なお、平成21年11月30日現在におきまして、本条例の対象となる非常勤の船員はおりません。

説明は以上であります。

〇西野財政課長 財政課関係の補正予算について御説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の13ページをお開きください。財政課の11月補正予算は、4億5,000万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は1,034億2,991万4,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。15ページをお開きください。(事項)諸費でございます。これは、税及び税外収入の還付等に要する県庁内の共通経費でありますが、法人2税の確定申告額が納付済みである予定申告額を下回るなど、還付金の増加が見込まれるため、今回、4億5,000万円の増額をお願いするものであります。

次に、議案第12号「当せん金付証票の発売」 について御説明いたします。

議案書のほうは85ページでございますが、説

明のほうは委員会資料でさせていただきたいと 思います。委員会資料の15ページをお開きくだ さい。これは、平成22年度に予定しております 全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県の発売 金額を定めるに当たり、当せん金付証票法第4 条第1項の規定に基づき、議会の議決に付する ものであります。これにより、平成22年度の本 県における宝くじの発売額は、106億6,000万円 以内とするものであります。

説明は以上でございます。

〇田原市町村課長 市町村課からは、議案、報告事項及びその他報告各1件につきまして、御説明させていただきます。

まず、議案につきまして御説明いたします。 お手元の常任委員会資料の9ページをお願いい たします。議案第6号「宮崎県における事務処 理の特例に関する条例の一部を改正する条例」 についてでございます。これは、県から市町村 への権限移譲を推進するための条例の改正でご ざいます。

まず、1の改正理由についてでございますが、 県では、住民に身近な行政サービスは、できる限 り住民に身近な市町村で担うことを基本に、市 町村への権限移譲を推進しているところであり、 市町村課におきましても、地方自治法に基づく 知事の権限に属する事務の一部につきまして、 その処理を希望する市町村に権限を移譲してい るところであり、今回、宮崎市と清武町の合併 に伴う規定の整備と、希望する市町村に権限を 移譲するための改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容についてでございます。 まず、(1)の移譲市町村の削除でありますが、 地方自治法第260条第1項及び第2項に基づきま す市町村区域内の町または字の区域の変更等に 係る届け出の受理及びその告示に関する事務に つきまして、清武町を削除いたします。これにより改正後の移譲市町村数は9市7町となります。次に、(2)の移譲市町村の追加でありますが、地方自治法第9条の5第1項及び第2項に基づきます市町村の区域内に新たに土地を生じたことを確認した旨の届け出の受理及びその告示に関する事務につきまして、串間市を追加いたします。これにより改正後の移譲市町村数は6市5町となります。

次に、3の施行期日等でありますが、(1)の 移譲市町村の削除につきましては、宮崎市と清 武町の合併期日であります平成22年3月23日、 (2)の移譲市町村の追加につきましては、平 成22年4月1日としております。なお、10ペー ジ及び11ページの条例の新旧対照表につきまし

次に、報告事項について御説明をいたします。 お手元の平成21年11月定例県議会提出報告書の 1ページをお開きください。損害賠償を定めた ことにつきまして、地方自治法第180条第2項の 規定によりまして御報告をさせていただきます。

ては、説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。上から3番目の事案、県有車両による交通事故の損害賠償であります。この事案は、当課の出先事務所でございます西臼杵支庁職員の運転する県有車両が、ここに記載してあります相手方の車両に接触したものでありまして、物件損害の和解契約を締結したところであります。損害賠償額は25万5,650円でありまして、全額、損害賠償保険から払われました。西臼杵支庁の職員につきましても、交通事故防止につきましては日ごろから注意を喚起しているところでありますが、今後とも、その徹底を図っていくこととしております。

次に、その他報告について御説明いたします。

常任委員会資料の20ページをお開きいただきたいと思います。平成20年度市町村公営企業会計決算の概要についてであります。

まず、1の事業数及び決算規模についてであ ります。公営企業は、上下水道や病院など、そ れぞれの市町村が独自の収入をもって運営する 企業で、一般会計とは別に特別会計を設けて経 理することとされているものであります。全体 の事業数は、20年度末現在、121事業で、うち最 も数が多いのは下水道事業の44事業となってお りますが、ここ数年、市町村合併等の関係で事 業数が減少しているところであります。また、 普通会計の歳出総額に相当いたします決算規模 は、934億2,700万円で、19年度に比べ20億3,300 万円、2.2%増加しております。これは、公債費 の負担軽減を図るために行います起債の繰り上 げ償還額が19年度に比べ大きく増加したためで、 ここ数年は新たな建設投資等の抑制等により、 基本的には減少傾向にございます。

次に、2の収支の状況についてであります。 公営企業の経理の方式につきましては、地方公 営企業法の適用の有無によりまして異なってお りますので、企業会計方式で行う法適用企業と 官庁会計方式で行う法非適用企業の2つに分け て記載しております。まず、全体の状況につい てでありますが、表の右下の合計欄にありますよ うに、総額では13億4,100万円の黒字となってお りますが、19年度と比べますと、5億9,700万円 黒字額が減少しております。また、全体の121事 業のうち、黒字が108事業、赤字が13事業となっ ております。

次に、事業別にそれぞれの合計欄を見てみますと、まず、上水道及び簡易水道事業につきましては、18億9,600万円の黒字となっておりますが、19年度に比べますと給水人口の減少等によ

り1億9,900万円、黒字額が減少しております。 病院事業につきましては、病院によって経営状 況はさまざまでございますが、全体では5 億6,800万円の赤字で、19年度に比べますと、近 年の医師不足等に伴う患者数の減少や、古い建物 の撤去に伴う臨時的な経費が発生した病院が あったことなどにより2億4,400万円、赤字額が 増加しております。下水道事業につきまして は、5,100万円の赤字で、19年度に比べますと、 繰入金収入の減少等によりまして1億2,200万円 の減となっております。なお、下水道事業につ きましては、終末処理場の建設など、初期段階 で大規模な建設投資が必要となる一方で、完成 までに要する期間が長いことから、料金収入がす ぐにはふえないという構造的な問題があるため、 特に減価償却費の計上が必要となります法適用 企業につきまして、赤字事業の比率が高くなっ ております。

次に、3の他会計繰入金及び企業債残高の状況についてでございます。まず、他会計繰入金についてであります。公営企業につきましては独立採算が原則でありますが、実態といたしましては、一般会計からの多額の繰入金によって運営されている状況にございます。近年は、経営の効率化等により減少傾向にありますが、20年度におきましては、依然として全体で169億9,700万円の繰入金が発生しておりまして、うち下水道事業分が125億8,000万円と、全体の4分の3を占めております。

次に、企業債残高についてでありますが、近年、減少傾向にあり、20年度は、全体で3,465億5,600万円となっており、普通会計における地方債残高6,112億円と合わせますと9,600億円弱の残高となっております。事業別では、多額の建設投資が必要な下水道事業会計分が突出して

おり、全体の7割弱の約2,323億円余となっております。

次のページをごらんください。各市町村別の 状況でございます。公営企業の経営状況はさま ざまでございまして、個別の説明につきまして は省略させていただきますが、いずれの市町村 におきましても、近年の地方交付税の削減を初 め、市町村財政を取り巻く環境が厳しさを増す 中、一般会計のみならず、公営企業会計を含め ました市町村全体の財政運営につきまして、常 に見直しを行っていくことが求められておりま す。公営企業は、上下水道や病院など地域住民 にとりまして欠かすことのできないサービスを 提供しているものでありますので、県といたし ましては、今後とも、持続可能な公営企業経営 の実現が図られますよう、各市町村の実情に応 じましたきめ細やかな助言を行ってまいりたい と考えております。

市町村課からの説明は以上でございます。

○武田危機管理課長 危機管理課の補正予算に ついて御説明いたします。

お手元の平成21年度11月補正歳出予算説明資料の17ページをお開きください。危機管理課の補正額は、1億5,963万6,000円の増額でありまして、補正後の額は5億2,346万3,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。19ページをお開きください。(事項)国民保護推進事業費1億5,963万6,000円の増額でありますが、これは、下の説明欄にありますように、経済・雇用対策の実施に伴う補正で、防災情報通信設備の整備に要する経費を新規事業で措置するものであります。補正の具体的な内容については、別添委員会資料で御説明いたします。

委員会説明資料の6ページをお開きください。

議案第1号でございます。通信の確保は危機管理課対応の最も基礎的な要素であります。特に、緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報などの対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、どれだけ素早く住民に伝達するか、その時間がその後の被害の大小を決すると言っても過言ではありません。このため、通常の通信手段に加えまして、全国瞬時警報システムを県下全域に整備するものであります。

事業概要としましては、既に県に設置されております同システムの機器の改修を行うとともに、県下市町村に対しましては、システム整備に要する費用を補助するもので、県の改修分として51万円を、市町村補助分として1億5,912万6,000円を計上しております。財源としましては、今般、国の経済危機対策の一つとしまして、補正予算で創設されました防災情報通信設備交付金から全額保障されることとなっております。これによりまして、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報が瞬時に市町村に伝達されることから、警報の伝達が迅速かつ確実に行われ、住民の避難体制など市町村の防災力向上に寄与するものと考えております。

私からは以上であります。よろしくお願いいたします。

〇川野消防保安課長 消防保安課でございます。

委員会資料の12ページをごらんください。議 案第6号「宮崎県における事務処理の特例に関 する条例の一部を改正する条例」について御説 明いたします。

まず、1の改正理由でございます。先ほど、 市町村課から説明がありましたが、当課の場合 は、火薬取締法に係る事務の一部について、希 望する市町村に権限を移譲しているところであ ります。市町村課と同様に、宮崎市と清武町の 合併に伴う規定の整備、並びに希望する市町村 に権限を移譲するため、条例の一部を改正する ものでございます。

2の改正の内容でございますが、まず、(1) 移譲市町村の削除についてであります。これは、 煙火の消費に係る許可等の事務、具体的に申し ますと、花火の打ち上げ許可等の事務でござい ますが、現在、清武町に移譲しているところで ございますが、来年3月23日の宮崎市と清武町 の合併に伴いまして、移譲市町村から清武町を 削除するものでございます。次に、(2)の移譲 市町村の追加でありますが、同様の煙火の消費 に係る事務について、新たに西都市と都農町に 権限移譲するものであります。

3の施行期日につきましては、(1) につきましては平成22年3月23日、(2) につきましては平成22年4月1日から施行することとしております。

なお、改正後の権限移譲の市町村につきましては、6市5町2村になります。

次の13、14ページに条例の新旧対照表をつけております。

消防保安課は以上でございます。

○桑山行政経営課長 委員会資料の16ページを ごらんいただきたいと思います。平成22年3月23 日付及び4月1日付の市町村への権限移譲につ いて御説明申し上げます。

この件につきましては、表題の下に条例の名前が書いてあります。「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」が今議会に提出されておりまして、総務部関係も、ただいま関係課から説明がありましたように、所管の常任委員会に分割付託をされているところでございます。私のほうからは、全体の概要といたしまして、事務移譲の範囲や件数が増加

するものについて御説明を申し上げたいと思い ます。

まず、1の来年3月23日付の移譲分でございますが、宮崎市と清武町、小林市と野尻町の合併に際しまして事務の移譲を行うものでございます。表にございますように、農業振興地域の整備に関する法律及び母子保健法に関する事務の概要欄に記載しております事務につきまして、備考欄の事務につきましては、町のほうには移譲済みでありましたが、2つの市のほうには移譲されておりませんでしたが、今回の合併を機に、市の側でも事務の移譲を受けるということになりまして、それぞれ合併後の宮崎市、小林市に移譲を行うものでございます。

次に、2の来年4月1日付移譲分でございますが、これは、平成22年度から、15市町村を対象に25法令の290事務を市町村に移譲するものでございます。このうち、これまで市町村に移譲の実績のなかった新規の移譲事務としましては、7法令99事務となっております。個別の移譲事務の概要は、別紙として18、19ページに掲載しておりますので、後ほど、ごらんいただければというふうに思います。

16ページにお戻りいただきまして、ただいま申し上げた内容が条例案の主な内容でございますけれども、参考1といたしまして、移譲事務数の推移を載せております。平成22年4月での移譲事務数は1,068となりまして、去る6月議会に9つの事務を議決いただいておりますけれども、前年度と比較しまして、その9つの事務を含めまして108の事務の増加となる予定でございます。また、次のページに参考2といたしまして、市町村別の移譲事務数を載せておりますけれども、宮崎市を初め、規模の大きな市を中心に移譲が進んでいるという状況にございます。

説明は以上であります。

○髙橋委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案及び報告事項について質疑はありませんか。

○福田委員 最後に御説明いただきました移譲 事務の関係ですけれども、意外なことを今、お 聞きしたんですが、清武町には移譲済みの事務 であって、合併前の宮崎市には未移譲というも のが農業振興地域の問題でございましたが、こ れは、希望していないからそのままになってい たのか、その辺はどうですか。

○桑山行政経営課長 市町村への権限移譲につ きましては、県のほうからメニューとして事務 を示しまして、その中から市町村が希望するも のを受けていただくということになっておりま して、おっしゃるように、清武町のほうは希望 されて移譲をしておりましたけれども、宮崎市 のほうがまだであったという状況でございます。 ○福田委員 意外な感じを受けるんですが、私 どもは、市選出の議員として、いろんな問題で 県はもっと権限の移譲をという割には、農振の 問題は非常に複雑だから希望をされなかったの かなと思うんですが、事務が複雑だから県に任 せておけというような案件があるんでしょうか。 本来ならば、宮崎市のほうが希望して先に移譲 を受けておかなくてはいけない案件なんですね。 ところが、小さな清武町のほうが先に受けておっ て、合併することによって宮崎市も受けるとい うことですから、ちょっと意外な感じがするん です。その辺は全体の流れの中ではどういうこ となんですか。

○桑山行政経営課長 今、委員がおっしゃいま したように、市町村がそれぞれの判断によりま して、事務移譲を受けるかどうか決めるわけで すけれども、最近、行革等が進む中にあって、 市町村も職員数が減るとか、いろんな事情の中でなかなか難しい面もあるやに聞いております。ただ、県といたしましては、やはり住民サービスという観点、事務の効率化という観点から、できるだけ住民に身近な事務はサービス向上につながるものとして引き受けていただこうということで、3地区に分けて説明会を行いまして、市町村にお願いをいたしますとともに、また、市町村からのいろんな要望等も聞きながら移譲を進めているところでございます。

○福田委員 中核市40万都市の宮崎が率先垂範、 あらゆることを宮崎市に譲ってくださいと言っ ているんですから、都合が悪い案件だけは残す というのは、住民サービスにいろいろ不都合が あると思うんですよ。やっぱり率先垂範やって もらうように、県と市の密接なすり合わせを要 望しておきたいと思います。以上です。

○武井委員 4ページの国庫支出金のところなんですけれども、定住自立圏構想なんかの交付金が出ているんですが、このあたりというのは、いわゆる政権交代で中身の質なんかが大分変わって、最終的には医療機関の整備というようなことに限定されたかと思うんですけれども、この定住自立圏の民間促進交付金というのは、そういった趣旨で支出金として交付されたという理解でよろしいんでしょうか。

○西野財政課長 これにつきましては、後ほど、 県民政策部の審議の中で御説明があろうかと思いますが、委員御指摘のとおり、今後の定住自立圏の促進のために、民間の投資に対して助成するものということで、これにつきましては、 1次補正の見直しということで総額が全国枠で550億から100億等に絞り込まれるとか、要件の厳格化、補助率の見直し、さまざまあったように聞いております。そのようなことで国から 内示のあったものについて今回、計上させてい ただいているということでございます。

○武井委員 あわせて財政課長にお伺いいたしますが、今のお話も含めてなんですけれども、いわゆる政権交代がありまして、いろいろと中身の組みかえ等があっているかと思うんですが、県として当初にこれぐらいの国庫支出金があるのではないかというふうに考えていたものと、実際、政権交代があって、大きく減額されたり、一方ではふえたりというようなものが、実際にこういう形でメニューとして出てきた中で結構あったのかどうかというのを伺いたいと思います。

○西野財政課長 国の1次補正の本県予算への 影響ということにつきましては、何度か本会議 でもお答えしておりますけれども、基本的には 影響はないということです。その意味につきま しては、基本的に、これまで6月、9月、それ から今回11月まで予算計上しておりますが、9 月までに予算に計上していたものにつきまして は、計上した後、執行凍結による影響はないと ころであります。ただし、定住自立圏のように 9月補正には計上が間に合わなかったもの、県 として市町村分を要望していたものに届かな かったもの、こういったものがございますし、 また間接的に影響を受けたもの、つまり、県の 予算を通すものではなく、県内団体に直接交付 されるもの、それに影響があったために、その 団体に対する上乗せ補助として県が計上してい た交付金事業、それを減額する、そういった間 接的なものというのがあるということで、現在、 把握しているものは、大きく言えばその2つ、 3つぐらいかなと思っております。

〇武井委員 実質的に9月というのは政権交代 が起こった直後ということで、逆に言うと凍結 とかいう形になってきたんですが、今回の11月 補正というのが政権交代してから初めての事実 上のカラーが出てきた補正というような理解で よろしいですか。

○西野財政課長 今回は、おっしゃるとおり、 政権交代後に作業を進めたものでありますが、 政権交代後にカラーが出たかどうかというのは、 そもそもが国の1次補正、前政権のときに成立 した予算を、おおむね申請に沿った形で出てい るということで認識しております。

〇武井委員 わかりました。以上です。

○権藤委員 さっき福田委員から発言があった件について、具体的には移譲する、せんという話があったんだけれども、内容は農振地域の話だったんですか。

○桑山行政経営課長 農業振興地域内の開発行 為の許可等に関する事務ということで、農用地 区域において、農業上の利用を図るために行う 開発行為の許可、あるいは無許可等で行ったも のに対する行為の中止や原状回復命令、そういっ たものでございます。

○権藤委員 それは資料の9ページの説明と解していいんですね。できる限り住民に身近な市町村で担うことを基本にと。先ほどの質疑を聞いていて、課長は別に肯定も否定もされないような感じで、宮崎市が負担が重いようなことは余り引き受けないんじゃないかというようなをいのと。この法の趣旨からして、合併していないんだから、清武町が一番、農振とかについて、従来からやってきたことをそのままやる。宮崎市が引き受けなかったのはおかしいという議論は逆じゃないかという気がするので、そこに誤解があって、議事録等にも残るものだから、気になったので聞いたんだけれども、課長の説明

としては、9ページでの説明であれば、自然体 としては清武町がやるのがというような理解を 私はしていたものだから、そこの部分を明確に しないと、後で言われた発言は、宮崎市は効率 の悪いものは引き受けなかったというような ニュアンスで終わっているので、そこの部分を 正しく理解していただくために聞いたところな んです。

○桑山行政経営課長 市町村が権限移譲によっ て事務を引き受けるといった場合に、一定の事 務負担が職員体制に生じるということがござい ます。そうした中で住民サービスとの兼ね合い、 メリット、そういったものを考えて御判断され ることだと思いますが、この農業振興地域内の 開発行為の許可、こういったものにつきまして も、市町村のレベルで、農用地区域の農業上の 利用を総合かつ適正に管理するという観点から は、やはり住民サービスの向上、農業従事者関 係の方へのサービスの向上につながるものであ りますので、県としては、できれば市町村のほ うでこういったものは引き受けていただきたい ということで、メニューに挙げまして、市町村 に検討をしていただいておる。そしてまた、発 生する負担につきましては、財政上の交付金と いう形で県からの支出も行いまして、なるべく 負担が小さくなるような、そういう仕組みをもっ てお願いをしているところでございます。

○権藤委員 そうであれば、自然の形としては、 従来、今度合併するまでは、清武町は当然、住 民サービスを身近なところでやるという趣旨に 沿っていたんじゃないですか。何も宮崎市が引 き受けないかんということはなかったんでしょ う。今回は、合併して清武を抹消して宮崎市に 移しましょうというのがこの説明だと思うんだ けれども、ちょっと引っかかったものだから、 どうなんですか。

○桑山行政経営課長 通常、権限移譲につきましては、合併に伴いまして、合併する両方の市町村……。

○権藤委員 いや、合併以前です。福田委員が 言われたのは合併までの話でしょう。

○福田委員 そんなに難しい問題じゃないんです。私が意外に感じたのは、宮崎市は既に佐土原とか高岡とか田野を吸収していましたから、当然そういうものは権限移譲を受けているものだなと思っていたんです。ところが受けていなかったということでしたから、意外性を聞いてみただけで、何も他意はないんです。本来ならば、非常に大きい行政で、農家戸数も大きいところですから、当然、合併前の宮崎市がそういう権限移譲を受けておっても普通だなという気がしたから、そういう意味です。

○権藤委員 今、福田委員から補足的に説明がありましたけれども、そうであれば、正確を期すためには、何も宮崎はその対象ではなかったんじゃないかと私は解釈したい。そういう基本線からいって、身近な行政は清武町がやるんだと。最後のほうに福田委員が、宮崎市は引き取って効率をいろいろ考えてどうだこうだという意見がついたので、それで聞いたんです。

○福田委員 権藤委員から私に今、聞かれましたが、本来ならば、それを言えば具体的に行政 経営課長でも説明したほうがいいと思うんです。 この事務を今までどこどこが引き受けておって、 どこどこが引き受けていなかったというのを出 せばよくわかると思います。出してください。

○桑山行政経営課長 ただいまの問題になって おります事務につきましては、全市町村を対象 に、メニューに掲げまして希望する市町村にと やっておりますが、現在は宮崎県全体で清武町 のみがこの事務を受けているという状況にございます。今回の合併に際しましては、現在の宮崎市の側も、合併の際に、清武町がこういう事務を受けているという状況の中で、いわゆる前向きにといいますか、この合併を機に、市としてもこの事務を受けようという御判断をしていただいたものと思っております。

○権藤委員 それは事実も含めて理解できるん だけれども、本来の姿としては、清武町は、清 武町にとって土地が大事だし、工業開発とかも 含めて、自分ところでやりたいという意思でやっ たのであって、宮崎市との関係は私はないんで はないかと。今までの合併前の清武町の分を宮 崎市でやりましょうということは、行政区域が 違うところの分を宮崎市がするということは、 逆にないんじゃないのと。そういう理解をした ら、先ほどの福田委員が発言されたことは、宮 崎市が効率云々、どうだこうだ、それで引き受 けなかったというような意味合いのことを述べ られたので、それはおかしいんじゃないのと。 正確を期してほしいということです。要するに、 合併前に清武の分を宮崎市が引き受けられたの かと。

○福田委員 そういう難しい問題じゃないんです。40万都市として、いろんな権限を県から移譲してもらいたいという要請が多い中で、この事務というのは非常に複雑ですけれども、身近な住民サービスとして、農振の問題は非常に大事な問題だということを自分の仕事からよくわかっているんですね。宮崎市よりも小さい清武町が希望して受けておられる中で、それよりも大きな自治体が宮崎市を含めてたくさんあるんですから、今までとっていなかったのかというのが初めてわかったんですが、取捨選択をして権限移譲をとる可能性があるのかなということ

をお聞きしただけです。意味は何もないんです よ。

○権藤委員 それでは、正確を期して、宮崎市がとろうとしてもとれなかったんですよということを言ってもらわないといけないんじゃないか。

○髙橋委員長 執行部にお願いがあるんですが、 丁寧にされているとは思うんですが、もう少し 詳しく説明してください。

○桑山行政経営課長 この事務に関しましては、 全市町村を対象に、引き受けませんかということで、県がメニューに挙げて希望を募ったという状況ですね。それに対して、これまでは、清武町のみがその事務を引き受けますということでこの許可等に関する事務を受けていなかった。宮崎市ほか、残りの市町村は全然受けていなかった。今回、合併という状況になりまして、では、合併してどうするかと。どちらかにする必要がありますので、そこで市のほうで検討をされたと思いますけれども、合併を機に、清武町と同じようにこの事務は新しい宮崎市全体として受けましょうと、そういう前向きな判断をしていただいて、今回、このような改正条例案の提出に至ったということでございます。

○権藤委員 わかりました。

次に進みます。議案第1号なんですけれども、これは、ことしの6月か、北朝鮮がミサイル云々ということで、それの防衛がどうだこうだ、日本の通過地点はどうだとか、そういうのがあったんですが、これに対しては、本県としては、そういう想定がされたときに、特にことしあった事例の場合に何か対応したのかということと、今後、ミサイル等が発射される場合に、本県としては、通過地点ではないわけだけれども、何か身構える準備をすることがあるんだろうかと

いうことを聞きたいと思います。

〇武田危機管理課長 北朝鮮からミサイルが発 射された事案がございましたけれども、このと きには、危機管理課では、情報警戒体制という ようなことで職員が対応いたしました。それに 基づいて、消防庁からの警報の発令はJ-AL ERT、今度整備するものは発信されませんで した。といいますのは、全国1割ぐらいの整備 しかないということでありまして、本県でもま だ一部の市町村が導入しているだけでありまし て、結果的にはEm-Netといいます文書で 配信されるものでございます。本県は市町村ま で全部届いておりますので、それで受理してお りますし、あわせまして、消防庁のファクスで 情報が来たところであります。それに基づきま して、消防庁のファクスは再度、県のほうから 配信したということであります。

今後、どう対応するのかということでござい ますけれども、この機器が整備されますと、現 在、市町村の防災無線、ほか戸別受信機等もあ りますけれども、これに自動直結しますと、前 回、1分以上、市町村までは5分ぐらいかかっ ておりますけれども、これが消防庁の実験によ りますと最短5秒から最長26秒で防災無線の音 声となって住民に知らされるというシステムで ございますので、こういった効果が期待できる。 さらに、このことはミサイルだけではなくて、 対応するいとまがないという、日向灘、東南海、 南海ともに地震等の発生の懸念が高まってきて おりますけれども、こういった緊急地震速報、 あるいは一番被害が想定されております津波の 対応等の自然災害にも十分活用できるんじゃな いかということで考えております。以上でござ います。

○権藤委員 それから、直接これに関すること

ではありませんが、津波にしても、ミサイルの 通過にしても、誤報とかが報道されたと思うん ですね。これらについて、とっさのときですか ら今後も起こり得ると思うんですが、その防止 のためには、例えば訓練というのがあるのかわ かりませんが、そういうものは誤報を防ぐため に、やっぱりやるべきではないかなと思うんで すが、本県では何か誤報を防ぐ対策というか、 本県が間違ったのではないとは思いますが、本 県のシステムも、人間がやることであれば絶対 ではない、そういう意味を含めて誤報対策とい うか……。

○武田危機管理課長 J-ALERTの誤報というのがございました。これは、国レベルから発信されたものでございまして、これの受ける側等の問題がありましたので、これは訓練の中でそういった誤報が発信されたわけでありまして、都度、市町村に対しましては、本県の出来事ではなかったわけでありますけれども、他県の事例としまして、受け取り側の問題があるということで、受け取り側の市町村にお願いしたところでございます。

また、津波とか緊急地震速報につきましては、 毎年5月に防災訓練を行っておりますけれども、 県から各市町村への地震が発生したということ の連絡、こういった訓練は行っております。し たがいまして、あわせて、今後とも国レベルで は受け取り側のしっかりやるようにというよう な啓発をしていきたいし、県としましては、防 災訓練等で数を重ねながら、そういう誤報がな いように対応等をしっかりやっていきたいとい うふうに考えております。

〇権藤委員 ありがとうございました。

議案第3号ですが、本県については該当職種 はないということだったんですが、法に盛られ ているということは想定される職種というのが あると思うんですが、どのようなものが想定さ れるんですか。

〇四本人事課長 非常勤の職員たる船員という ことでございまして、ちょっと説明は難しいん ですが、実は非常勤の職員たる船員、現在は船 員ということで、全部、船員保険法の中で災害 補償も受けておるということでございます。今 度、船員保険法の制度が変わりまして、非常勤 職員たる船員については、一つは、御審議いた だいています条例の適用を受けるもの、もう一 つは労災保険で補償を受けるものという2つに 分かれてまいります。現在、本県で考えてみま すと、水産試験場に非常勤職員たる船員が2名 ございますが、これは労災保険の適用を受ける ということでございます。それで、先ほど申し 上げたように、今の形としては、この条例の適 用を受ける非常勤たる船員はいないということ でございますが、例えば、本庁の水産政策課に 非常勤の船員がもし、いるとしたらば、その職 員はこの条例の適用を受けるということになり ますが、今はそういう船員はいないということ でございます。

○権藤委員 私は、今の説明を聞くまでは水産 高校の持っている船とか、そういうのに該当す る人がおるのかなと思っておったんですけれど も、いないわけですね。

○四本人事課長 御説明しておりますのは、非常勤の職員でございますので、いわゆる正職員の船員というのは県庁にも教育委員会のほうにもおりまして、これは現在も、改正後につきましても、災害補償については地方公務員災害補償法の適用を受けるということでございます。

○権藤委員 最後にしますが、当せん金付証票 法、これは毎年、大体この金額だろうと思うん ですが、実際には、例えば3時の休憩時間に何か県庁でも場内放送で、交付金は県がもらっているから買われる方は何とかかんとかと放送しているのを聞いたことがあるんだけれども、景気が悪ければふえるのかどうか知りませんけれども、ここ2~3年の売れ行き等は把握しておられるのかどうか。

〇西野財政課長 宝くじの発売実績でありますが、直近の平成20年度で申し上げますと、約92億3,000万円余ということで販売実績を把握しております。

○権藤委員 データがどうなんだろうかという 端的な疑問についてはどうですか。この2~3 年、ふえているんだろうか、減っているんだろ うか、横ばいなんだろうか。

○西野財政課長 ジャンボとかロトとかさまざまありますが、おおむね横ばい、90億円台ということで推移してきております。

〇権藤委員 ありがとうございました。

○萩原委員 106億6,000万以内の「以内」とは どういう意味ですか。

○西野財政課長 この議案につきましては、毎年、翌年の発売額ということの上限を議会の議決をいただかないといけないということで、その上限の中で発売してもいいということになっております。ですので、ここ数年、106億ということですけれども、その年々の販売実績もあろうかと思いますが、仮に、今は90億円台しか売れていない、ただ、106億までは売れ行き好調ならば発売できるというようなことでございます。○萩原委員 商売と言ったらいけないけれども、

〇秋原委員 商売と言ったらいけないけれども、 こういう言葉遣いは通常しないですね。106億程 度というなら話はわかるけれども。いいです。

〇押川委員 先ほどの福田委員の関連になるんですけれども、農振地というのは、移譲された

のは清武町しかなかったということであります けれども、該当する市町村はどのくらいあるん ですか。全部ですか。

○桑山行政経営課長 農業振興地域がない市町 村があるかどうか把握しておりませんので、後 ほど回答させていただきます。

○押川委員 一応、全市町村には投げられたということですね。

○桑山行政経営課長 全市町村を対象としておりますので、恐らく全市町村に対象があると理解しております。

○押川委員 わかりました。

18ページ、19ページに参考が載っているんですけれども、例えば、4の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、今回、宮崎市が入るということでありますが、今ごろなのかなということと、22のクリーニング業法施行規則あたりをわかる範囲で説明をお願いいたします。

○桑山行政経営課長 まず、鳥獣のほうにつきましては、有害鳥獣の捕獲につきましては、既に全市町村に権限移譲がなされておりまして、今回の有害鳥獣の販売の許可等に関する事務は、販売禁止鳥獣である山鳥の販売の許可等を対象とするものとなっております。これにつきましては、宮崎市、綾町を含めまして13市町村ということで、既に9つの市町村で移譲が行われておりました。

それから、22番のクリーニング業法施行規則 でございますが、これは新規の移譲事務で、保 健所を置かれているところを対象ということで、 宮崎市のみが対象となっておりまして、免許の 受理等を行って、経由事務でございますが、県 のほうにそれを取りまとめて出してもらうとい うことでございます。

○押川委員 先ほど、歳出予算説明資料の15ペー

ジで説明があったんですが、4億5,000万の税及 び税外収入の還付、これについてもう少し詳し く説明をお願いいたします。

○西野財政課長 これにつきましては、法人税 関係でございますが、もともと税法で、団体が 納められた税金について、過誤、誤りであった り、納め過ぎたり、そういった場合には納税者 に対して還付しなければならないということに されておりますが、今回は、法人2税につきま しては、景気後退により県内の企業の業績が悪 化しているということで、年度をまたいで納税 をする、つまり、昨年度、実績に基づいて予定 申告をして一定の税を納めていただいた、それ が、確定申告をするに当たって、業績の悪化で その法人が払わなくていいというような状況に なった、それで予定申告をしたときの実績に基 づく税額、それが払い過ぎであった、そういう ことが確定申告の段階で明らかになったときは、 それを還付しなければならないとされておりま して、今年度当初予算で、昨年度実績等を踏ま えまして20億円、業績悪化に伴う税の還付を行 わなければいけないということで見積もってお りましたところ、実績がそれよりも還付の必要 があるということで、今回、年度を通して還付 すべきものを新たに見込みまして、4億5,000万 円の追加をお願いしているものでございます。

○押川委員 企業名が出せるのか出せないのか わかりませんけれども、どのくらいの数という か、件数になるんでしょうか。

○永田税務課長 件数については資料を持って おりませんけれども、金額について、例えば法 人事業税で10月末現在で16億3,900万ほど、既に 還付をしております。以上です。

○押川委員 法人税だけですね。県民税とかは 関係ないんですか。 ○永田税務課長 一般的には、先ほど財政課長が説明しましたように、前の年度で納めたものを今年度で還付する場合に、歳出予算から還付をするということになっておりますので、特に、法人の場合は、中間で申告納付するのが前の年度で、確定で申告する場合が今年度になるというのがありますから、法人の関係の税を中心に還付が発生することになっております。

○押川委員 わかりました。後で結構ですから、 件数等がわかれば、また教えていただきたいと 思います。

〇髙橋委員長 ほか、ございませんか。

〇前屋敷委員 今の関連ですけれども、これは、 企業からの申告に基づいて処理されるというこ とですね。

○永田税務課長 そうです。

○高橋委員長 私の聞き違いかもしれません、 確認します。先ほどの船員保険の関係で、非常 勤職員が水産試験場に2名いるとおっしゃいま したね。該当者はいるんじゃないですか。

○四本人事課長 非常に説明が難しいんでございますが、非常勤職員たる船員については、この改正後、2つに分かれるということでございまして、1つは労災保険の適用を受けるもの、もう一つが本条例の適用を受けるもの、この2つに分かれるということです。どういうふうにして分かれるのかといいますと、一言では説明できないんですが、現場といいますか、現業的な仕事、例えば水産試験場は労災保険の適用、本庁のようなところはこの条例の適用を受けるということでございます。現在いるのは水産試験場ということでございます。

○高橋委員長 船員だから、実際に船員の免許 を持って海洋高校とかの先生がいらっしゃる じゃないですか。そういう方々は正職員ですわ。 だから、私は、非常勤職員として配置されてい ないから、該当はいないのかなと理解している んですよ。それでいいんですか。

〇四本人事課長 正職員につきましては、もち ろん、今の話の全く別でございまして、これは、 現在も改正後も、地方公務員災害補償法の適用 を受けるものでございます。

○福田委員 先ほど、市町村課長の説明で、企業債の残高プラス一般の財政の地方債、合わせて9,600億円という説明がありました。これは間違いないですか。

○田原市町村課長 前回、普通会計の各市町村の決算状況を御説明いたしまして、その中で普通会計における残高が6,500億円余という形で御説明いたしまして、今回、ここに書いてございますように、3,000億円余ございますので、合わせて9,500億円余ということでございます。

○福田委員 私はいろんな会合でよく聞かれる んですが、そうしますと、県の県債プラス市町 村の企業債を含めた借入金の残高、合わせます と1兆8,000億、2兆円に近いような数字になる と。ある銀行の1行分の預金高に匹敵するとい う表現を使うんですが、それは間違いないです ね。

○田原市町村課長 市町村については、そういう金額でございまして、県の分と合わせれば、 今、委員がおっしゃったような金額になるものと思っております。

○福田委員 ありがとうございました。

○髙橋委員長 それでは、その他の報告事項について何かありませんか。

それでは、請願の審査に移ります。新規請願 でございます請願第29号「改正国籍法の厳格な 制度運用を求める請願書」について、執行部か ら説明がありますか。

- ○堀野総務課長 特にございません。
- **○髙橋委員長** それでは、委員の皆様から質疑 はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○髙橋委員長 次に、請願第31号「たばこ税増 税反対についての請願書」について、執行部か らの説明がありますか。
- **○永田税務課長** 特にありません。
- **○髙橋委員長** それでは、委員の皆様から質疑 はありませんか。
- ○押川委員 一般質問でも質問させてもらった んですが、たばこの増税に伴う答弁の中で、一 時は上がるけれども、後はずっと下がってくる というような答弁をいただきました。それから、 増税されると禁煙者が多くなってくる可能性が あるから、そうなってくると生産面積等々に転 作あたりが出てくるんじゃないかというような 声が実はあるもので、できれば税務課あたりで、 どこまで資料があるかわかりませんけれども、 考え方なりあれば、再度お聞かせいただきたい というふうに思っております。
- ○永田税務課長 直近のたばこ税の改正は、平成18年7月から行われております。このときに、従来、1,000本につき969円であったものが1,074円、10.8%ほど上がっております。18年度の税収が約23億7,000万ありましたけれども、このときに前年度比で102%、2%ほど税収が増加をしております。しかしながら、その後、19年度、20年度下がっておるというような状況でございます。
- **〇押川委員** わかりました。
- **〇髙橋委員長** ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○髙橋委員長 その他、何かありませんか。

- ○前屋敷委員 改正国籍法の請願ですが、平成20 年12月5日に参議院で可決され、公布になって いるんですが、どういう形で中身が変わったの かあたりのところがわかる資料があれば、後ほ どで結構なんですけれども、御提出を。
- **○髙橋委員長** 法務省所管ですから、執行部からは答弁できないんですね。
- 〇前屋敷委員 資料提供は。
- **〇堀野総務課長** 若干手に入れている資料もご ざいますので、後ほどお届けするということで よろしいでしょうか。
- **〇前屋敷委員** 判断材料としてお願いします。
- **〇髙橋委員長** それでは、後で資料を届けてください。ほかにございませんか。

では、その他のその他で。

- ○武井委員 議会の一般質問でも少し聞いたんですが、新田原基地、普天間の移転の関係でいるいろと名前が取りざたされたりしているんですが、ああいった基地との情報交換とかやりとりというのは、県としては危機管理局が対応しているということでよろしいのか、確認をしたいと思います。
- ○武田危機管理課長 普天間基地に関しての情報交換というのは、今のところ、県と基地が情報交換するというような立場にはございません。 ○武井委員 基地のそういった報道があるわけですね。報道があれば、当然、県民の皆さんはそれに対しての不安があったりとか、どうなんだろうということがあれば、そういったようなことの事実関係とか、やりとりをしたりするのは、県としての窓口としてはどこがするべき立場にあるのかということなんですが。
- ○武田危機管理課長 普天間基地に関してのいるんな報道等がなされておりますが、これは再編に関することでございますので、国と国との

取り決めであると思いますから、基本的に県の 立場でどうというお話はできないと思いつつも、 お問い合わせの窓口とすれば危機管理局であろ うとは考えておりますけれども、具体的にどう いったことがお答えできるかということについ ては、今のところでは御説明できない段階でご ざいます。

- **〇武井委員** つまり、そういった報道も含めて、 そういうことがあれば、一応、聞くべきところ としては危機管理局だということでよろしいと いうことですね。
- **○武田危機管理課長** 結構でございます。
- ○武井委員 まだ不透明な話ですから、状況がわかれば結構です。以上です。
- ○河野副委員長 宝くじの106億円、これだけ売り上げた場合、地方振興助成金か何か、還元金が入ってくるんじゃないですかね。どのくらい入るんですか。
- ○西野財政課長 平成20年度で申しますと、宝 くじの収益は、約37億4,000万円ということで 入っております。
- ○河野副委員長 約40億入るんですか。
- ○西野財政課長 割合としまして、宝くじ1枚 当たり300円でございますが、その約40%が収益 金として販売元である団体に配付されるという ことになります。
- **○河野副委員長** その37億入った分は、市町村 に振り分けるわけなんですか。
- ○田原市町村課長 市町村の場合はサマージャンボとオータムジャンボの2つの宝くじにかかっているところでございまして、オータムジャンボ分が約1億7,500万円、各市町村に配分をされているところでございます。
- ○河野副委員長 わかりました。
- ○髙橋委員長 ほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋委員長 では、以上をもって総務部を終 了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時28分再開

○髙橋委員長 委員会を再開いたします。

監査事務局より報告事項の説明を求めます。 なお、委員の質疑は説明がすべて終了した後 にお願いいたします。

○佐藤監査事務局長 報告事項が1件ございますので、説明をさせていただきます。

平成21年11月定例県議会提出報告書の3ページを開いていただきたいと思います。損害賠償額を定めたことについてでございます。

監査事務局の関係は、次の4ページでござい ます。上から2番目の案件、県有車両による交 通事故でございます。事故の発生日は平成21年 4月15日、場所は児湯郡新富町大字日置であり ます。事故の状況は、監査事務局監査の際に、 職員が道路上で公用車をバックさせようとした ところ、過って相手方の屋敷のブロック塀に衝 突しまして、ブロック塀の一部が破損したもの であります。損害賠償額は4万8,000円で、これ は相手方のブロック塀の修理に要した費用で、 すべて任意保険から支払われております。専決 年月日は平成21年10月28日であります。交通事 故の防止につきましては、日ごろから職員に注 意を促しているところでございますけれども、 今後、より一層、指導の徹底に努めていきたい と考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いい たします。 ○髙橋委員長 執行部の説明は終わりました。委員の皆様から質疑はありませんか。

[なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋委員長 ありませんので、以上をもって 監査事務局を終わります。御苦労さまでした。 暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午後11時30分再開

○髙橋委員長 委員会を再開いたします。午後は1時再開とします。暫時休憩します午前11時30分休憩

午後1時2分再開

○髙橋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終 了した後にお願いいたします。

○高山県民政策部長 県民政策部でございます。 それでは、今回御提案いたしております議案 等の概要を御説明いたします。

今回お願いしております議案は、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」と議案第5号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」の2件でございます。

お手元の総務政策常任委員会資料で御説明をさせていただきます。1ページをごらんいただきたいと思います。今回お願いしております県民政策部の一般会計補正予算でありますが、今回の補正は、経済・雇用対策の実施等に伴うものでありまして、補正額は、6億2,916万5,000円の増額であります。補正後の額は113億446万2,000円でございます。具体的な事業につきましては、後ほど、担当課長から御説明をいたし

ます。

次に、資料の11ページをお開きいただきたい と思います。議案第5号「公の施設に関する条 例の一部を改正する条例」についてであります。

今回の改正は、1の改正理由にありますとおり、平成21年9月1日から施行されました消費者安全法におきまして、都道府県に消費生活センターの設置が義務づけられたことから、公の施設に関する条例の関係規定の改正を行うものでございます。

議案につきましては、以上2件でございますが、このほか、本日は、6件について御報告させていただきます。

委員会資料の表紙の裏面をごらんいただきたいと思います。今回御提案いたしました議案以外のものでございますが、Ⅲの新たな県総合計画の策定状況についてであります。新たな県総合計画に関しましては、9月の常任委員会において、その策定方針等を御説明したところでありますが、11月24日に第1回の総合計画審議会を開催いたしましたので、その概要等を含め、現在の状況について御説明いたしたいと思います。

次に、IVの平成22年度の県政運営についてで ありますが、重点施策等の来年度の県政運営に ついて御説明をさせていただきます。

Vのみやざきソーラーフロンティア構想の取り組みについてであります。これは、県におきましては、みやざきソーラーフロンティア構想を進めておりますが、その最近の動きについて御説明をさせていただきます。

VIの宮崎県西口拠点施設整備事業についてであります。これは、宮崎市が平成19年に公募をいたしました宮崎駅西口拠点施設整備事業につきまして、最近の状況等について御説明をさせ

ていただきます。

▼IIの宮崎県消費者行政推進本部の設置についてですが、これは、消費者事故等による被害の拡大防止等を図るために、11月24日に本部を設置いたしましたので、その概要について御報告をいたします。

次に、VⅢの宮崎国際音楽祭を考える懇談会についてであります。宮崎国際音楽祭を考える懇談会は、10月までに6回の会議を開催いたしまして、今回、懇談会としての意見がまとめられましたので、その概要等について御報告をいたします。

以上の報告事項の詳細につきましては、後ほ ど、担当課長から御説明をさせていただきます。

次に、お手元に「わがまち自慢」というのを お配りいたしております。これは、以前、萩原 副議長さんからお話をいただきまして、今回、 ゼロ予算事業として取り組んだものでございま す。県民の方々にそれぞれの市町村における自 慢できるものを知っていただくことによりまし て、地域住民の方々の自信とか、地域が元気に なる一助としていただくために、わがまちの世 界一とか日本一、さらには歴史、自然、人物等 の自慢できるさまざまなデータにつきまして、 市町村等と協議をしながら、まとめたものでご ざいます。全体で5,000枚作成いたしまして、県 内のすべての学校を初め、各県にあります宮崎 県人会等にもお配りいたしまして、活用してい ただくことにいたしております。また後ほど、 ごらんいただけたらと存じます。

最後に、資料はございませんが、1点、御報告をさせていただきます。先般、新聞報道等もありましたけれども、県土整備部の建設技術センターにおきまして、業務用パソコンの紛失という事案が発生いたしました。幸い、個人情報

等の重要な情報は記録されておりませんでしたけれども、万一、記録されていた場合には、重要な情報資産の流出につながるということで、不測の事態を生じかねないところでございました。情報セキュリティー対策につきましては、研修、監査等を通じまして、日ごろから厳しく指導を行っているところでありますが、二度とこのような事案が発生いたしませんように、情報セキュリティー統括責任者である副知事から、情報セキュリティーの点検等を実施するよう、改めに通知をしたところでございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞ、 よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○永山総合政策課長 総合政策課でございます。 まず、平成21年度11月補正予算につきまして 説明をさせていただきます。

お手元の平成21年度11月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、総合政策課、3ページをお願いいたします。総合政策課の補正額は、総額で5億7,270万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は20億7,392万2,000円となります。

します。

総務政策常任委員会資料の3ページをお開き ください。 *** 定住自立圏等民間投資促進事業に ついてであります。

- (1)の事業目的ですが、定住自立圏構想、 つまり、都市機能を担う中心市と周辺の市町村 とが協定により必要な機能を相互に補完し合う という構想を推進することを目的といたしまし て、経済危機対策の一つとして、ことし6月に 定住自立圏等民間投資促進交付金制度が創設さ れたところであります。今回の事業は、この交 付金を活用し、定住自立圏の形成に取り組んで いる圏域において、医療分野における都市機能 の充実確保に資する民間事業者との取り組みに 対して、初期費用の助成を行うものであります。
- (2)の事業概要であります。対象地域は、 現在、定住自立圏の形成に先行的に取り組んでいる地域のうち、都城市圏域と日向市圏域であります。実施主体は、民間事業者、対象事業は、圏域全体の地域医療の維持向上に資する事業であり、具体的には、病院の改修やMRI、CTなどの医療機器の導入であります。なお、米印で記載しておりますように、民間事業者が事業計画を市町村を経由して県へ提出し、県で広域的な位置づけを検討した上で総務省へ提出し、総務省において今回、採択が決定されたものであります。
- (3) の交付額につきましては、都城市圏域の2病院に4億1,980万円、日向市圏域の2病院に3,640万円、合計で4億5,620万円となっております。

次に、5ページをお開きください。太陽光発電システム導入促進事業であります。

まず、(1)の補正の理由につきましては、9 月の補正予算を受けまして、住宅用太陽光発電 システムの補助制度を創設し、11月2日から申請受け付けをスタートいたしました。国の新たな余剰電力買い取り制度の効果等もありまして、3日間で申し込みが740件となるなど、予算額を大幅に上回る見込みとなったところであります。県民の皆様のこうした高いニーズに対応するため、今回、予算の増額をお願いするものであります。

(2)にありますとおり、補正額は、補助金 1億円をお願いしておりまして、財源につきま しては、地域グリーンニューディール基金を予 定しております。

11月補正予算につきましては、以上であります。

次に、新たな総合計画の策定状況についてで あります。

12ページをお開きください。11月24日に第1 回の総合計画審議会を開催いたしまして、現在、 地域別県民会議を実施しているところでありま すが、本日はその概要について説明をさせてい ただきます。まず、総合計画審議会であります が、別添の資料として、第1回総合計画審議会 資料をお配りしておりますので、そちらをごら んください。第1回総合計画審議会資料の1ペー ジをお開きください。総合計画審議会委員につ きましては、学識経験者15名、市町村の代表者 2名に委嘱をしたところであります。なお、施 策の具体的な方向性の検討の段階におきまして は、これ以外に専門部会を設置する予定として おります。会議におきましては、委員互選の結 果、宮崎大学の菅沼学長が会長に選任され、3 ページに載せておりますが、知事から会長あて、 総合計画の策定について諮問をしたところであ ります。

次に、審議会においての説明及び協議いただ

いた内容であります。まず、5ページ以降でありますが、ここに総合計画の策定方針を記載しておりますが、この部分につきましては、前回の委員会で説明した内容でございますので、割愛をさせていただきます。

次に、将来に向けた宮崎県の課題というもので、資料の10ページでございます。まず、計画策定に当たって考慮すべき時代の動きとして、11ページ、12ページに4点を挙げております。1点目が、11ページにございますが、本格的な少子高齢化・人口減少時代の到来、2点目が、世界・アジア経済の変化、特に中国あるいはインドの経済成長の伸びを踏まえた東アジアとの関係という点、3点目は、12ページになりますが、低炭素・循環型社会への転換の流れ、そして4点目が、地方分権等の進展、道州制をめぐる議論の4点を挙げているところでございます。

次の13ページでございますが、20年後の将来 推計を記載しております。これは、今後の少子 高齢化・人口減少が本県がどのような影響を与 えるかについて、人口構造と経済活動の面から 推計をしたものであります。13ページのケース 1は、特に対策を講じず、現状のまま推移した 場合の推計でございます。(1)の人口構造の2030 年の部分を見ていただきますと、現状の人口の 動きのまま推移した場合に、人口は96万人、65 歳以上の高齢者が36.2%となります。また、(2) の経済活動では、県内総生産や県民所得が23% 減少するというふうな推計をしております。

14ページのケース2、これは、対策を講じることで人口の流出をとめ、自然減による労働力不足の一部を女性や高齢者等で補うということを前提にした場合であります。人口は103万人、経済活動についても、県内総生産、県民所得は7%の減にとどまるという推計になっておりま

す。

実際にはケース1とケース2の間になっていくものとは思われますけれども、所要の対策をとりまして、特にこの推計では考慮しておりません、新産業の創出や生産性の向上、出生率の向上といった取り組みを進めることにより、できるだけケース2に近づけていくよう努力する必要があるというふうに考えております。

次のページからは、ただいまの将来推計を県 内各ブロック別に記載したものであります。後 ほど、ごらんいただきたいと思います。

次に、19ページをお開きください。将来像の 視点と長期的な課題をまとめております。人口 減少への対応はもとより、従来の価値観の転換 や地域ポテンシャルの活用、広域的な視点、地 域コミュニティといった将来像を描くに当たっ ての視点や、各分野別の長期的な課題をまとめ ているところでございます。

常任委員会資料のほうにお戻りください。12 ページでございます。以上のような説明をしました上で、各委員からは、(4)にありますように、新エネルギーの導入促進や循環型社会の実現、食料供給基地といった本県の強みを生かすべき、あるいは地域コミュニティの再生、人材のネットワーク化といった御意見をいただいたところであります。

審議会の今後のスケジュールでありますが、 (5)にありますように、来年3月ごろに第2 回を開催し、その後、専門部会における審議を いただいた上で、23年2月ごろに長期ビジョン の答申、さらに同年5月ごろにアクションプラ ンについての答申をいただきたいというふうに 考えております。

続きまして、地域別県民会議等の概要でありますが、13ページにありますように、既に延岡

地区等5地区で1回目の会議を終了しております。これまでにいただいた主な意見として、(2)に書いておりますが、「人づくり」の分野ですと、郷土愛の育成や親世代の人づくりが重要といった意見、「くらし」の分野では、世代間の相互扶助の必要性や女性医師への支援、あるいは県民みずからの力による地域活性化、「産業」分野につきましては、やはり企業誘致の必要性や農業のポテンシャルを生かすべき等の御意見をいただいております。来週に残り3地区で開催いたしまして、今後は計画の策定段階に応じまして、各地域2回程度、開催をしていく予定としております。

総合計画の策定状況については以上であります。

次に、15ページをごらんください。平成22年度の県政運営についてということであります。これは、毎年度、この時期に次年度の重点施策等を示しまして、各部局共通認識のもとに、予算編成等に取り組むことを目的としているものでございます。

まず、1の基本的な考え方でありますが、この部分には、本県を取り巻く厳しい状況についての基本的な認識を示した上で、重点施策を設定するとともに、市町村や県民との連携・協働の推進や行財政改革に向けた取り組みの一層の強化など、地域の自立のための施策を着実に進めていくということにしております。

次に、2の重点施策であります。これまでの 重点施策は、おおむね緊急的な課題を中心とし て掲げてまいりましたが、もう少し中長期的視 点に立った県づくりを進める必要があるのでは ないかというふうな観点から、新たに、(2)の 将来的な課題への対応を今回掲げました。

まず、(1)の緊急的な課題への対応でありま

す。①雇用の確保と就業支援は、県内の経済・ 雇用情勢が依然として厳しい状況にありますこ とから、各産業分野における雇用の維持・確保 と就労支援対策を引き続き講じます。また、② 地域医療の再生、③中山間地域の活性化に引き 続き取り組むこととしております。

次に、(2)の将来的な課題への対応でありま す。①の新たな産業の展開は、人口流出の防止 や地域活力の原動力となる雇用の場の創出を図 るために、農商工連携の推進や産学官連携等に よる新産業の創出など、次のステップに向けた 本県産業の新たな展開を図っていこうというも のであります。また、②子育て支援と人材の育 成は、地域社会全体による子育て支援などの少 子化対策や、学校や地域における教育の充実、 地域コミュニティの活性化など、将来の地域を 支える人材育成を図るものであります。③の低 炭素社会の実現であります。世界的に環境・資 源問題の関心が高まる中、宮崎ソーラーフロン ティア構想を初めとする環境に優しい新エネル ギー等の普及促進や、森林整備対策を推進する ことで、太陽と緑という地域特性を最大限に生 かし、本県が低炭素社会実現のフロントランナー となるべく取り組んでいこうというものであり ます。

今後、この方針に沿って22年度の予算編成等 を進めていくこととしております。

次に、17ページをごらんください。ソーラーフロンティア構想の最近の取り組みについてでございます。

1に記載しておりますとおり、みやざきソーラーフロンティア構想は、製造、発電、活用の 三拍子そろった太陽光発電の拠点づくりを目指すものであります。

構想に係る最近の取り組みといたしまして、

2の(1)日産自動車株式会社との連携についてであります。ソーラーフロンティア構想におきましては、太陽光エネルギーの電気自動車への活用などに取り組むこととしておりますが、日産自動車が電気自動車の開発とあわせ、昭和シェル石油と共同で、太陽電池を活用した充電システムの開発に積極的に取り組んでおられます。こうしたお互いの方向性が合致したことから、11月13日に連携協定を締結したところであります。今後、①の県民等に対する普及啓発や、電気自動車を活用した観光モデルの検討・実施などについて、連携・協力して取り組んでいくこととしております。

次に、(2)の昭和シェルソーラーとのメガソーラー事業についてであります。昭和シェルのほうから、清武町にあります第2工場及び周辺敷地にメガソーラーを設置し、県民への普及啓発にも活用したいと提案がありましたことを受けまして、11月27日にメガソーラー・パートナーシップ協定を締結いたしました。予定としましては、今年度、事業着工し、来年度中には発電を開始する予定となっております。県といたしましては、国の補助事業に関する事務手続や、メガソーラー事業のPR、施設を生かした地域振興、エネルギー教育等の推進などに取り組んでいきたいと考えております。

次に、(3) 都農町におけるメガソーラーの実証事業についてであります。本年4月にメガソーラー・パートナーシップ協定を締結しました国際航業グループが、今年度、50キロワットの実証事業を予定しておりまして、あした、都農町で起工式を行うこととしております。今後とも、構想の一層の具体化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、18ページでございます。宮崎駅西口拠

点施設整備事業についてであります。

1の概要でありますが、本事業は、宮崎市が 平成19年に公募したものであります。宮崎駅西 口の市有地、県有地において、民間の企画力、 資金力を活用し、宮崎の陸の玄関口にふさわし い、にぎわい、交流、交通結節などの機能を備 えた施設を整備することを目的とするものであ ります。事業実施者には、宮崎商工会議所を中 心とするグループが選定され、ことし7月には、 宮崎市と事業実施者との間で基本協定が締結さ れ、事業計画が発表されたところであります。

2の施設計画でありますが、表にありますように、市有地においてバスセンターやホテルを備えた複合ビルを、県有地において立体駐車場を整備する予定であり、現在、23年秋のオープンを目指して準備が進められているところであります。施設の配置につきましては、19ページのほうに表示しております。なお、県有地につきましては、このほか、就業機会あるいはにぎわいの創出につながる施設の整備も今後検討されると聞いております。

3の県有地の活用についてでありますが、宮崎市が計画した公募事業では、貸し付けが前提となっておりましたが、県有地については売却の選択肢も含めて公募をしていただきました。その結果、採択のあった案件が貸し付けを前提とした提案であったことから、これを基本に検討しているところであります。現在、事業実施者と貸付額や貸付期間等について協議検討中でございます。現在のところ、来年3月からの貸し付けを予定しているところでございます。

総合政策課からの説明は以上でございます。 〇山内中山間・地域対策室長 中山間・地域対 策室所管の11月補正予算の内容につきまして御 説明いたします。

まず、(1)事業目的であります。この事業は、 離島みずからの創意工夫による自立的発展を促進するために必要な施設の整備に要する経費に ついて支援することによりまして、離島での滞 在や体験を通した、交流人口拡大による離島地域の活性化を図るものであります。

次に、(2)の事業概要であります。日南市は、 島の観光資源を活用しまして、滞在型観光の推 進等のため、日南市大島において、既存宿泊施 設の改修・新設を計画しておりまして、その事 業に対して支援するものであります。繰り返し になりますけれども、補助対象者は日南市で、 対象となる離島は大島であります。補助対象事 業は、日南市の計画のうちコテージ2棟の新設 に対して補助するものであります。③の補助額 でありますけれども、補助率2分の1で、事業 費3,300万円に対して1,650万円の補助を予定し ております。④ですけれども、財源は全額、国 費となっております。

説明は以上であります。

〇高原生活・協働・男女参画課長 生活・協 働・男女参画課の11月補正予算につきまして御 説明いたします。

お手元の平成21年度11月補正歳出予算説明資料の7ページをお開きください。生活・協働・男女参画課の補正予算額といたしましては、5,646万5,000円の増額補正でありまして、補正後の額は5億3,335万円となります。

補正の内容につきましては、9ページをごらんください。(事項)消費者行政活性化基金事業費でございまして、下の説明欄にございますとおり、基金積立金と消費者行政活性化事業でご

ざいます。詳細につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

資料の9ページをごらんください。まず、事業目的といたしましては、国の地方消費者行政活性化交付金の追加交付に伴い、消費者行政活性化基金の追加積み立てを行うとともに、本年度事業を拡大実施することにより、消費生活相談窓口の機能強化等を図り、消費者の安全で安心な生活を確保するものでございます。

(2)の基金に追加して積み立てる額でございますが、地方消費者行政活性化交付金を財源といたしまして、5,280万円を積み立てます。

一方、(3)の基金により実施する事業の概要についてでございますが、消費生活相談窓口の整備等を行う市町に対しまして、補助率10分の10により追加補助を行うこととしております。具体的には、①の市町の実施事業といたしまして、宮崎市が実施する消費生活相談専用の電話機の増設、次に、イの一元的相談窓口緊急整備事業といたしまして、宮崎市と日向市が今年度新たに雇用した消費生活相談員の人件費等、また、ウ、消費者教育・啓発活性化事業といたしまして、五ヶ瀬町が実施する民生委員等に対する研修会に対する補助でございます。事業費といたしましては366万5,000円でございます。

続きまして、議案第5号「公の施設に関する 条例の一部を改正する条例」について御説明い たします。

常任委員会資料の11ページをお開きください。 まず、改正理由でございますが、平成21年9月 1日から施行されました消費者安全法において、 都道府県に消費生活センターの設置が義務づけ されましたことから、公の施設に関する条例の 一部を改正するものでございます。 2の改正内容についてでございますが、本県が設置している消費生活センターが消費者安全法に基づく施設であることを明確にするため、別表第1に規定する設置目的について、下の新旧対照表のところをごらんいただきたいと思いますけれども、改正前は「住民の消費生活に関する苦情相談、研修及び商品展示のための施設」としておりましたものを、改正後は「消費者安全法第10条に規定する消費生活センター」と改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日とい たしております。

次に、報告が1件ございます。常任委員会資料の21ページをごらんください。先月24日に、 宮崎県消費者行政推進本部を設置いたしました ので、御報告いたします。

まず、この推進本部の設置目的といたしましては、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、消費生活に重大な影響を及ぼすおそれのある消費者事故等による被害の拡大防止等を図ることとしております。

また、所掌事務といたしましては、消費者事故等並びに重大事故等に係る情報収集、情報交換及び必要な対応に関すること、及びその他消費施策の推進に必要な事項に関することとしております。

3の構成といたしましては、推進本部については、知事を本部長、副知事を副本部長といたしまして、本部員は各部局長から構成されております。また、推進本部の下部組織であります幹事会につきましては、県民政策部の県民政策担当次長を幹事長といたしまして、各部の連絡調整課長及び消費者庁が所管しております法令等の関係課長から構成されております。

説明は以上でございます。

〇福村文化文教・国際課長 文化文教・国際課 から宮崎国際音楽祭を考える懇談会について御 報告を申し上げます。

資料は23ページでございます。懇談会の開催 状況につきましては、9月議会の当委員会にお きまして既に報告をしておりますが、このたび、 懇談会としての意見を整理し取りまとめました ので、その概要を御報告するものであります。

1の設置目的でございますが、音楽祭は、現在、県立芸術劇場の指定管理業務の一つとして財団法人宮崎県立芸術劇場に委託して実施しているところでありますが、今後の音楽祭のあり方について、県民から広く意見を得るための懇談会を設置いたしました。

2の委員についてですが、懇談会では、公募 委員を含む10名の方に委員をお願いいたしたと ころです。

3の開催状況ですが、4月から10月まで6回の会議を開催し、これまでの実績や成果を総括した上で、今後の方向性について、コンセプトや運営体制について広く意見を伺ってまいりました。

4の懇談会における意見ですが、次の24ページ、25ページに懇談会における意見(概要)として整理しましたので、説明をいたします。まず、(1)のこれまでの音楽祭についてでございますが、音楽祭を評価する意見としまして、「宮崎のイメージアップにつながっており、文化の振興や県民の意識高揚に大きく貢献している」「子供のための音楽会で生で本物の演奏を聞くことは、情操教育の面でも非常に刺激になっている」などの評価がありました。その一方で、課題として、「県民全体でもっと音楽祭を盛り上げ、音楽を楽しむという雰囲気づくりが大切である」「特に、若い世代を中心にクラシックに興

味を持たせる工夫が必要である」などの意見を いただきました。

次に、(2)の今後の音楽祭についてでござい ますが、従来の成果を踏まえて継続を望む意見 としまして、メーンプログラムでの質の高い演 奏会の継続、教育プログラムの継続・充実をし てほしいとの意見をいただくとともに、改善を 望む意見として整理しましたが、さまざまな視 点から改善を望む意見がありました。まず、① コンセプトについては、県民参加や県内の若手 演奏家の育成を追加する必要があるのではない かという意見、②運営体制については、県民の 意見を反映させる仕組みづくりを望む意見、③ のプログラムについては、県民が参加できるも のを取り入れるなど、県民全体が音楽を楽しむ という雰囲気をつくることが大事であるとの意 見、④の開催期間や会場につきましては、経費 の視点からも、もっとコンパクトにすべきでは ないか、県内各地へのアウトリーチプログラム を充実して全県的に実施できないかという意見、 ⑤の実施経費につきましては、文化教養への投 資は費用対効果でははかれない未来への投資で あり、将来に還元できるよう教育プログラムを 充実するなど工夫すれば、県民の理解を得られ るのではないか、経費は節減しても質は落とさ ないでほしいなどの意見をいただきました。

なお、最後になお書きしておりますが、今後 も音楽祭を本県の文化的財産として継続して実 施すべきである、県民の意見の反映や出演機会 の提供などによる県民参加を盛り込むべきであ るという2点につきましては、すべての委員の 意見が一致したところでございます。

県としましては、今後、この懇談会で出されましたこれらの意見を踏まえながら、音楽祭の方向性について検討することとしております。

以上であります。

○髙橋委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありませんか。

○武井委員 まず、定住自立圏構想からお伺い したいんですが、これは、本当に政権が変わっ て大きく中身が縮小してしまったということな んですが、今まではいろいろ地域での交通イン フラの整備であるとか何とかであるとか、いろ んなことも入っていたわけなんですが、医療関 係に特化したものであって、今後もこの分野の みか、今後は、今回振り落とされたようなもの が追加されていくというようなことになるのか、 今後の方向性も含めて伺います。

○永山総合政策課長 委員御指摘のとおり、補 正予算の時点では、交通関係であるとか、ある いは福祉分野であるとか、さまざまな分野が対 象として想定をされていたところでありますけ れども、今回は予算額が縮減されたことを受け まして、基本的には医療関係のみということに なっております。この事業については、来年度 の概算要求には含まれていないようですので、 事業としては今年度限りになるのではないかな というふうに思っております。

○武井委員 わかりました。

次に移りますが、太陽光システムですが、これは本会議でも質問をしましたので、余り重複してはいけないかと思いますが、メーカーとか、そういったようなものは基本的には問わないという理解でよろしいですか。

○永山総合政策課長 そのとおりでございます。 ○武井委員 私は、昭和シェルがこういう形で 宮崎に立地してくるわけですから、できるだけ 何とか対象を限定できないのかということを主 張したんですけれども、例えば、何らかの推奨 とか、せめてそういったようなレベルでもでき ないのかと思うわけですね。宮崎にわざわざ立 地してださっている会社が現実にあって、そこ がつくっているわけですから、こうやって改め てまたかなりの大きな額を補正していくわけな んですけれども、そういった対応というのは何 がしか考えられないのか、お伺いしたいと思い ます。

〇永山総合政策課長 現在、太陽光、この補助 事業の実績等を見ますと、かなりたくさんの業 者、シャープ、京セラ、サンヨー、三菱等さま ざまな業者が対象となっているようでございま して、県内にいろんな取次店等もあって、その 中で普及しているということだろうというふう に思っています。昭和シェルについてはどうか ということでございますが、今、答えましたよ うに、業者を限定するというのは難しいと思っ ていますけれども、例えば、県において太陽光 発電を設置するような場合に、商工観光労働部 の所管になりますけれども、トライアル制度と いうものがございます。県産品をトライアルで 購入するという制度がございますので、そうい うものを活用して導入をし、それをもって県民 の方々に普及していくというふうなことは可能 ではないかなというふうには思っています。

○武井委員 わかりにくいんですけれども、トライアル制度も制度としてはわかるんですが、この前、説明を聞いたときには、ほかのところは商品がだんだんなくなってくるので、昭和シェルの製品というのは、在庫余力みたいなものが多いので、結果としてはふえていくんじゃないかなみたいな、そういったような話を聞いたんですが、結果としてはそういった形になっていくのか、補正前の段階でシェア的にどれぐらいあるのかとか、そのあたりの数字的なものはあるんですか。

○永山総合政策課長 現時点での、これは全部 査定が終わっているわけではありませんけれど も、昭和シェルのシェアは5%以下でございま す。今後どう推移していくのかということは、 今、委員おっしゃったように、現時点において は、他の太陽光のところが少し需給が厳しくなっ てきているという面がありますから、今後ふえ ていく可能性はあるだろうと思っていますが、 ただ、来年度以降、どう推移していくのかとい うのは、それぞれの企業の生産の状況等によっ て左右されるのではないかなというふうに思い ます。

○武井委員 確認ですが、7,000万の補正の対象になった太陽光パネルの製品の中で昭和シェルソーラー製のものというのは5%前後しかないということですね。では、どこかがどんと40%とか大きいということなんですか。

○永山総合政策課長 昭和シェルについては5 %以下でございます。それ以外については、細かくは分析する時間がございませんが、私が受けている印象では、やはりシャープが一番多いかなというふうに思っております。

○武井委員 5%というのは、今後ふえていくというような話があったんですが、何がしかの目標を定めるとか、そういったことすらできないんですか。今のお話ですと、ふえればいいね、晴れたらいいねみたいなような感じしか受けないんですけれども、何か具体的な努力をされる予定とか意思とかというのはないんですか。

○永山総合政策課長 当然のことを言って申しわけないんですが、一番の目的は太陽光パネルを県下に広げていくことでございまして、二義的に、委員がおっしゃるように、誘致企業である昭和シェルがふえていけばいいなという思いはありますけれども、基本的にはどの製品を選

択するかというのは県民の判断ということでございまして、我々としては、先ほど申し上げたように、メガソーラー事業でありますとか、あるいはトライアル制度を活用して、昭和シェルの製品のよさ等を県民の方々にわかっていただくということではないかなというふうに思っています。

○武井委員 私は申しわけないんですけれども、 非常に縦割り的な感じを受けます。一方では宮 崎県に来てくださいということでお願いをして いるわけですから、であれば、宮崎県もそこの 製品をしっかり使いますというようなことを 言っていくというのは、一つの誠意でもあると 思いますし、そういったようなことをしっかり とやっていくということが、今後の企業誘致に も非常にプラスになるでしょうから、ぜひ、そ のあたりは……。これは見解が違うようですか ら、これ以上言いませんけれども、そういうこ とじゃないかなと私は思っております。

次に移りますが、大島のコテージの話ですけれども、利用者数の目標とかというのはどういうふうに考えていらっしゃるのか、お伺いします。

〇山内中山間・地域対策室長 全体のアドベン チャーキャビン、コテージの利用実績としましては、平成20年度で約970名。目標としましては、 日南市としては、それを1,200名程度に持ってい きたいというふうに考えているようです。以上 です。

○武井委員 コテージの2棟新設ということですが、ここの宿泊施設全体として、日南市なんかが独自に整備する大きな施設があって、その中のコテージをこういう形で補助を出して整備するということなのか、それとも施設全体がこれだけのものなのか、この施設はどういった施

設になるのか、お聞かせください。

〇山内中山間・地域対策室長 資料7ページを ごらんいただきたいと思いますけれども、宿泊 施設としましては、アドベンチャーキャビンと 称しているものと、コテージと今、2つござい ます。アドベンチャーキャビンにつきましては、 日南市のほうで改修をしたいと。築20年ぐらい たっております。それで、床の改修であります とか壁の改修というのは、日南市独自で計画を しております。コテージのほうにつきましては、 おふろがついていないということもありまして、 それをつけた施設として新たに新設をしたいと いう内容になっております。以上です。

〇武井委員 わかりました。以上です。

○前屋敷委員 定住圏自立のところですが、都城と日向ということで、今回は医療関係ということでの事業になりますが、それぞれ2病院ずつと言われましたけれども、具体的にどこになるのか。

〇永山総合政策課長 都城市圏域が都城市北諸 県郡医師会病院でMRIの導入です。それから 海老原記念病院、これは改築及びMRI等の医 療機器の導入でございます。日向市圏域が、千 代田病院につきましては、超音波の診断装置等 の導入、それから鮫島病院がエックス線のCT 装置等の医療機器の導入でございます。

○前屋敷委員 ここを拠点として周辺の自治体 ということですが、これは、都城の場合は県外 あたりも入ってくるのかどうか、関係自治体は どの程度になるんですか。

〇永山総合政策課長 まず、日向市のほうは、 日向市と椎葉、諸塚、美郷町が圏域でございま す。それから、都城は、三股町及び志布志市、 曽於市が対象となっております。

〇前屋敷委員 これは国の計画に基づく事業で

あるんですけれども、一極に集中するということになるわけですね。そういった意味では、確かにそれも必要なことでもあるんですけれども、そうなると、地域での医療といいますか、地元での医療という点では、その辺が薄くなるのかなという気もしないでもないんですけれども、財源の有効的な活用であるとか、そういったことも含んでいるんだろうと思うんですけれども、そういった意味では、道路の関係も含めて、総合的な利活用ということになるわけですか。

○永山総合政策課長 定住自立圏構想、これは 医療だけではございませんで、福祉とか交通と か産業であるとか、さまざまな面があります。 例えば企業誘致等で言えば、工場の建設については、土地の安い周辺市町のほうでやって、労働力は中心市から供給しまうというふうな 考え方も成り立ちます。今回の医療の場合には、どうしても医療機関がそろっているところ、中心市に拠点を整備して、そこに患者さんが周辺町村からも来るというふうな形のスキームになりますけれども、今後の定住自立圏、さまざまな形で成り立っていきますが、その際には、お互いの機能の補完、役割の分担ということはさます。

○前屋敷委員 今回は医療圏ということなんですが、ほかのいろんな事業については、先ほどの御説明などによると、今後の見通しは立たないという状況ですね。

○永山総合政策課長 民間投資交付金という形のものは、今後の形というのは見えておりません。ただ、国全体として、人口流出のダム機能をこういう形で設けていこうという定住自立圏構想そのものは推進するという考え方がありますから、各地域におけるビジョンの構築である

とか、それに伴う実行とかということについて は推進していきますし、今後、何らかの支援措 置もあるのではないかなと思っていますが、少 なくとも、民間投資については、今のところ、 先は見えていないという状況でございます。

○権藤委員 先ほど、武井委員からお話があり ました、本県と昭和シェルその他のメーカー指 定等の問題ですけれども、先般、常任委員会で 先進地視察に行ったときには、あらゆるメーカー が同じ場所に展示してある施設等もあったわけ ですが、そうはいいながら、武井委員の言われ る意見ももっともだと思うんですが、それに関 連して、これは民間ベースの話で非常に難しい と思うんですが、今度、リニアの跡地ですか、 こういったこと等については、施工していく側 についても有効なメーカー指定等については条 件だと思うんですけれども、それに先立って、 直接分野は違うと思うんですが、17ページの協 定を結んだというようなこともあるわけですが、 私は、こういったこと等については、一つは、 本県において数少ない今後の企業展開の場合に、 レベルを上げるという意味でグループが幾つも できることが大事ではないかなと。そういう意 味では自動車分野において言えば、ホンダは佐 土原に工場があり、トヨタは部品工場ではある けれども、国富にもありますし、今後、同様で はないけれども、同じようなものが本県におい ても展開されることが望ましいなというふうに 思っております。そういう意味で、県におかれ ては、チャンスを見ながら、こういうものを育 てていくという立場からの契約の締結であり、 指導というか、助言というか、そういうことを ぜひお願いしたいなと、これは要望に近い感じ なんですが、例えば都農の実験施設等について は、完全に民間ベースということで、見守ると

いうようなことなんでしょうね。

〇永山総合政策課長 都農町のリニア実験線上 の国際航業グループにつきましても、我々のほ うから、事務的な話としては、宮崎県において は昭和シェルソーラーがありますという話はし ています。ただ今回、実証事業というのは、特 に海に近くて潮風が吹くということもありまし て、幾つかのメーカーの50キロワットパネルを 並べてみて、その中で一番発電効率がよくて、 あるいは耐用年数でどうなんだろうということ を1年間動かしてみるというふうなことでござ いまして、メガソーラーも経営がそんなに裕福 なわけではございませんので、それぞれにとっ てどういうメリットがあるのかということを実 証したいということでございます。はっきりと 言えなくて申しわけないんですが、昭和シェル の位置づけについては、いろんなところで私た ちも話はしているところでございますが、最終 的にはやはり企業側の選択によるということに なるのではないかなというふうに思います。

○権藤委員 それから、今回の1億の増額補正 については、まだ私は足りなくなるんじゃない かなというような気もしているんですが、今現 在はどういう状況なんでしょうか。

○永山総合政策課長 前回、9月補正でいただきました7,000万円分については、3日間で740件まで来ましたので、おおむね、それで使い切っております。その後、補正を提案しますとともに、受け付けだけは継続をしている状況でございますが、先週の時点で1,200件弱になってきております。1日平均、20件程度の申請があっているという状況でございます。したがいまして、1月29日までを受付期間としておりますので、今、委員御指摘のとおり、少し厳しくなる情勢もあるのかなというふうには思っております。

これにつきましては、それが近づいた時点でどのような処理にするのかということは考えていきたいと思っていますが、いずれにしましても、 来年度もこの事業は継続するということで業界にも話をしておりますので、計画的にやっていくことになるのではないかなというふうに思います。

○権藤委員 次は13ページなんですが、総合計画の今後の活用の仕方というか、県としての計画策定という意味での使命ということについては、今後の市町村等が、地域別県民会議における意見等も貴重なものが上がってきていると思うんですが、これを市町村の中長期計画にどんなふうに具体化、具現化していくのかなということが非常に大事なことじゃないかなと思うんですが、そういった意味で、県が今後、一時的には計画策定がおおむねできたとして、その次に市町村との関係、指導助言とか何とかという言葉がありますが、そういうような今後の対応姿勢を伺いたいと思います。

○永山総合政策課長 これまでの計画もそうだったんですが、特に今回、こういう厳しい情勢を前提とした計画づくりとなりますと、市町村あるいは広域的な市町村をとらえた地域の動が非常に大事でございまして、現在、計画策定に当たりましても、地域別の県民会議以外に、同じ日の午前中あるいは午後を使って、それぞれの市町村との意見交換等も行っているところでございます。市町村の意見も踏まえているところでございます。市町村の次の計画にどうたりと計画をつくっていきたいと思っては、それぞれの市町村の次の計画にどう反映させるのかということについては、それぞれ独立した自治体でございますので、こうですというがよいよいではなかなか難しいんですけれども、同じような視点で物を考えていくとい

う意味合いで、今、グループにも入っていただいていますし、できた段階においては、そこを踏まえたような形で市町村の計画あるいは市町村における行政を推進していただければというふうに考えております。

○権藤委員 それから、国際音楽祭の関係ですが、勉強不足ですが、普通は、例えば「音楽を愛する同好会」とかというような機関誌みたいなのを発行して、そこの中に幾らかの会費を取って会員運用で情報を知らしめたり、充実した運営をしていくということがあろうかと思うんですが、この中にも個人サポーターを募る云々とか、そういう提言もあるんですけれども、現在は日常的に会員がおるのか、そして、その会員がいるとしたら、どういう活動をしておるのか、この発言があっているサポーターというものはそういう形で吸収というか、その機能を入れながら運営できるものなのか、そういったこと等についてお聞かせいただきたいと思います。

○福村文化文教・国際課長 国際音楽祭そのものを支えます個人サポーターみたいなのは、現在ありません。そのかわり、企業の協賛金をそのたびにお願いして集めているというような状況ですが、劇場の全体の事業についての個人サポートとしましては、友の会組織というのがありまして、現実的にはこの友の会の方たちが音楽祭のサポーターにもなっているというような状況でございますが、友の会のほうは、現在、詳細な人数はわかりませんけれども、1,000名ぐらいの会員があるところでございます。

○権藤委員 その人たちの会費とか入っていて、 新聞とか広告とかPRが会員に回ってくるとか、 そういう運用の中身はどうなんですか。特にな いんでしょうか。

○福村文化文教・国際課長 友の会に対しまし

ては、劇場のほうで「くれっしぇんど」という 情報誌をつくっておりまして、その情報誌に音 楽祭なんかを中心にした特集を組んだりして、 個別の情報提供はやっております。以上でござ います。

○権藤委員 実際にイベントが近くなって、一般公募の割り当てとか、そういうものに対する優位性その他はないんですね。

○福村文化文教・国際課長 友の会の方たちに 対して、実はコンサートの料金の割引制度を持っ ておりまして、割引があります。今のところ2 割引でチケットが買えるというような優遇措置 はやっております。

○福田委員 太陽光の関係ですが、私はいろん なことを今、お聞きしながら思い出したんです が、今度立地していただくところは、当時は富 士通日立プラズマの工場でして、起工式にも行っ たんですが、その後、操業が始まって、当時の 工場長から試作品を見せていただいて、宮崎全 県下にこれを普及すると、世界一のプラズマエ 場にしますよということでお話を聞いていたん です。大変期待もしていますし、誇りにも思っ ていました。ところが、こういうことで撤退を されまして、幸いその後、昭和シェルさんが入っ ていただいたんですね。当時、まだプラズマテ レビが普及する前でございましたが、そういう 施策もありませんでしたが、今、お二人の委員 から意見が出ましたが、宮崎県に誘致した以上 は、当時のプラズマ工場の工場長のお話ではあ りませんが、県内を埋め尽くすまではいかなく ても、かなり高い普及率になることが対外的に も必要かなという感じがします。しかし、行政 としては同列でメーカーを扱う必要があります から、これはなかなか難しいんですね。

今考えたんですが、リゾート関連では、シェ

ラトンあたりが県民価格を打ち出していますね。 今、昭和シェルさんも普及率が低いですから、 社員に社員価格で大幅に助成をするのかどうか わかりませんが、やっておられるようですが、 これを県民価格ということで、行政としまして は触れることはできませんから、内々に話し合いをされまして、普及に手助けをすると。その ためには、メーカーサイドが発表している転換 率あたりが他のメーカーと遜色があっては、消費者はかなり厳しいので難しいでしょうから、 転換率あたりがかなり近いものになって、価格がぐんと安くなれば普及に弾みがつくと思いますし、先般の山梨県の視察でも、そういう説明 をいただきました。

ソーラーのパネルなんていうのはどこが原産 地かわからない、世界じゅうから安いものをか き集めて組み立てる産業だから、いつ撤退する かわかりませんというおどしも聞かされたんで すが、そうならないうちに行政も力を入れてい くということが大事かなと、前回のプラズマテ レビのあの教訓から考えておりまして、ある程 度、技術水準が操業までには一定すると思いま すから、その辺を見計らって、県民に普及しや すい施策を、行政が金を出すことはできません から、企業側に持ちかけると。それだけの体力 のある会社ですから、やられたらどうかなとい うことで、ぜひ、お願いをしておきたいと考え ますが、いかがでございましょうか。

〇永山総合政策課長 おっしゃるとおり、昭和シェルソーラーが宮崎県に定着をしていただいて、地域の企業としてしっかり維持・発展していくことがとても大切なことだというふうに思っています。先ほどの補助制度等については、確かに、行政としての限界はあるだろうと思っているんですが、さまざまな形で連携・協力を

するということは今後も続けていきたい、工夫 はしていきたいなというふうに思っています。

○福田委員 ぜひ、努力をお願いしたいと思います。

続きまして、駅西口拠点整備事業でありますが、今、貸付方式をとられるということでお話がございました。これは賢明かと思うんですが、先般、本会議場で外山三博議員のほうから、この西口の件や青島の植物園の件がございましたが、同じようなケースになろうかと考えるんですが、非常に難しいと思うんですね。一方では、企業体ですから、収益を上げるためには安い地代で行政側にお願いをしたいということになるんですが、その辺には行政としての常識ある判断が出てくるわけでありますが、この辺は検討協議中でございますが、どの辺が基準になるんでしょうか。

○永山総合政策課長 西口の県有地につきましては、鑑定評価に基づいて貸そうということで、昨年、鑑定評価を行っております。その結果、駐車場用地としての利用ということでいいますと、この評価は約4億円の評価ということでございました。本会議でもお答えさせていただいたところですが、これをベースに賃貸料を今、検討しているところでございます。

○福田委員 その賃貸料は、駐車場を経営して、 通常の利用率であればペイするぐらいの賃貸料 の可能性ですか。どうですか。

○永山総合政策課長 何年間で貸すかというと ころにもよるんですけれども、不動産鑑定を行 う際に、収益還元法に基づいて、駐車場で利用 した場合の減耗率というか、削減率等を出した 上での評価が4億円ということになっておりま すので、基本的にこれで貸せば、通常の経営で すと、一応、事業は成り立つということを想定 はしております。

〇福田委員 そうしますと、同じ考え方が青島 のほうにも適用を受けるわけですか。

○永山総合政策課長 申しわけございません。 青島のほうがどういう前提で動いているかとい うことについては、私は承知しておりません。

〇髙橋委員長 ほか、ございませんか。

○武井委員 議案以外の部分をお話ししていき たいと思うんですが、西口の再開発、今の福田 委員の関連なんですが、にぎわいを創出する施 設というのが検討中とあるんですが、これは、 基本的には、イメージとしては立体駐車場のさ らに北側の部分にそういったものを検討すると いう理解でよろしいですか。

〇永山総合政策課長 現在の計画としては、そ ういうことでございます。

○武井委員 ということは、それを検討するのは、県が検討するのか、それとも、商工会議所を中心とする会社のグリーンスフィアが検討をするのか。この土地の今後の活用方法というのは、どちらがイニシアチブをとって考えていくということになるのか、伺います。

〇永山総合政策課長 この土地の活用につきましては、グリーンスフィアが中心となって検討をするということでございます。

○武井委員 貸す以上は有効に使っていただくという形になるんですけれども、駐車場は最初できるわけですね。そうしたときに、最初に貸すのは駐車場の部分のみですか。それとも、どういうものができるか未定の土地も含めてグリーンスフィアに貸して、その土地の賃料みたいなものも県に入ってくるような形になるのか、伺います。

○永山総合政策課長 現在、グリーンスフィア のほうで検討をしておりますのは、この土地に ついては、低層階の貸しビル、貸し事務所を想 定して、どのようなものが考えられるのかとい うのを検討しているという状況でございます。 貸すのは県有地全体を貸します。当分の間は平 地の駐車場で使う、あるいはイベント的なもの で使うということで現在、グリーンスフィアの ほうでは検討しているようでございます。

○武井委員 確認ですけれども、検討中という のが非常に引っかかるんですが、場合によって はずっとイベントスペース、ないしは平地の駐 車場として使っていくということになる可能性 もあり得るのか、それとも数年以内には必ずそ ういったものをつくるというような、ある程度 かたいものがあるのか、そのあたりはいかがで しょうか。

○永山総合政策課長 グリーンスフィアの当初の計画では、ここに先ほど言ったような低層階の貸し事務所をという計画でございましたが、入居の問題等があって、現時点では、計画から落ちているという状況でございます。この延長線上で今後も検討するということでございまして、いつまでにというところまでは現在、確約はとれておりませんが、私たちとしても、県の表玄関でございますので、ここに人が集まるようなしっかりとした施設が早目に固まればいいというふうに思っております。

○武井委員 わかりました。

次に、音楽祭の件で御質問いたしますが、私 もこの懇談会は何回か傍聴させていただいたり して、非常に多角的に御議論なさっていらっ しゃったと思っておりますが、私が以前、議会 でもお話をしたんですが、もちろん、べき論と しては非常にすばらしい意見もあったかと思う んですが、経費的なものとか、無駄の削除とい いますか、予算についての今までの使われ方と か、そういったものはそもそもここで議論の対象にならなかったかと思うんですけれども、そういったようなものについての改善、例えば、タクシーチケットのやり方とか少し変わったかと思うんですけれども、そういったことも含めて、今までのコストの見直しというのを踏まえて、どのようになっていくのか、伺います。

○福村文化文教・国際課長 コストの面も、この懇談会の一応議論として資料は提供したんですが、余り懇談会としての本格的な議論はなかったかと認識しております。ただ、期間が長過ぎる、それは結局、コストのかさみになるんじゃないかというようなことで、期間を短くしたらとか、そういうような意見はございました。前提としてコストの削減というのはあったかと思います。

○武井委員 今、私も触れたんですけれども、 例えばタクシーチケット方式が多少変わったり とか、そういったようなことがあったかと思う んですが、こういったようなものを踏まえて、 具体的にそういった事例といいますか、運営経 費削減に向けて指定管理者が努力をしたとか、 何かそういったことがあればお聞かせいただき たいと思います。

○福村文化文教・国際課長 今、委員がおっしゃるように、タクシーチケットの交付の仕方とか、 そういうのを見直してコスト削減につなげたというのはわかっておりますけれども、あと、今、 思い当たるものはございません。

○武井委員 わかりました。そのあたりも含めて、また今後、こういうふうに変わったということをお示しいただきたいと思っておりますが、最終的には、この意見というのは知事に提出をされたわけですね。それを踏まえて、指定管理者に対して改善要望みたいなものを今後、出し

ていくという形になるのか、これは今、知事の 手元にその報告書が行ったという状況にあるか と思うんですが、今後の取り扱いといいますか、 どういうふうに推移していくのか、伺います。

○福村文化文教・国際課長 この懇談会の意見 は、委員おっしゃるように、既に知事のほうに も見せました。目標としては、今年度内に音楽 祭のあり方の方向性を示したいというふうに考 えておりますけれども、来年度につきましては、 指定管理5年目ということで、大幅な改善はで きないということがあるんですが、ここの意見 の中で出ました県民参加とか、こういうような 場面を来年の音楽祭から少しずつでも取り入れ ていこうというふうなことで、今、劇場のほう と申し合わせみたいなことをやっております。

○武井委員 ということは、確認ですけれども、 あくまでもここで出た意見というのは、基本的 には次の指定管理を募集する段階で、制度設計 の段階で考慮されるということであって、中に あるものの中で、ことしから、少しでも可能な ものについては、今の指定管理の期間中でも反 映させる努力をすると。つまり、基本的には次 の指定管理のフレームワークだという理解でよ ろしいですか。

〇福村文化文教・国際課長 そのとおりだと思います。

〇武井委員 わかりました。以上です。

○押川委員 同じく、音楽祭でありますけれど も、評価のところでありますけれども、海外演 奏家の評価が高く、県民が考えている以上にイ ンパクトがあるとか、宮崎県民がより深く文化 芸術を感じたり考えるようになるだろうという ことでありますけれども、ここが中心であって、 県内全部にそういうつながりというのをどうい うことでやっていこうとされているのか、こう いうもののインパクトと、県内全体をどういう 形で浮揚させるのかということに対しての対策 あたりはあるんでしょうか。

○福村文化文教・国際課長 今、委員がおっしゃったところで、全体の盛り上げといいますか、ここら辺が欠如しているんじゃないかということでこの懇談会でも意見が出ましたので、最終的ななお書きのところにまとめておりますけれども、県民参加というような感じで、県下全体が盛り上がるような方法を考えたいというふうに考えております。

○押川委員 具体的には、各市町村のある程度 の施設に出向いて演奏あたりをされるとか、そ ういったものまで考えてということでよろしい でしょうか。

○福村文化文教・国際課長 具体的には、サテライトコンサートと言っておりますけれども、毎回、市町村に希望をとりまして、ぜひ私のまちでやってくださいというようなことをやって、現在までもずっとやってきたんですけれども、来年度以降あたりからもうちょっと回数をふやすなり、何かできないかというようなことで考えております。

○押川委員 どなただったか忘れましたけれど も、子供さんが宮崎の合奏あるいは合唱、こう いうイベントに参加して、帰るときには遅くなっ てしまって帰りの交通手段がないとか、そういっ た声もありましたが、できるだけ広く、県民で すから、子供さんから大人まで、音楽に触れる という状況をつくっていただきますようにお願 いをしておきたいと思います。

○萩原委員 総合政策課長、グリーンスフィア、 総合計画をつくるときに余りいろいろ条件はつ けんほうがいいんですね。そうでないと、県が いろいろ足かせすると、かえっていろんなアイ デアが出てこないからですね。スタンスとしては、そちらのほうの計画が出たらいいものであれば県はお貸ししますよというスタンスでやっていただきたいと思うんです。今、県のほうに人材の派遣というか、シンクタンクをかしてくれないかというようなのはないんですか。

○永山総合政策課長 特にそういう話はございません。

○萩原委員 それから、国際音楽祭の件について、僕が知っているのは限りはあるけれども、 県外から非常に評価が高いんです。文化というのは損得勘定じゃないと思うんですね。金がないから絞らないかんけれども、レベルは絶対下げないようにしてほしいと思います。許せる範囲なら、損得勘定は抜きにして、少しでも安く、広く売れるようにして、レベルを下げないようにしていただきたいと。九州各県に聞いてもかなり評価は高いです。こういうのは時間をかけて長年積み重ねていかないと、成果というのはないわけで、県民参加というのも、このレベルとはまた別の部分の県民参加を十分検討していただきたいと思います。以上だけです。

○福村文化文教・国際課長 今、委員がおっしゃったように、県民が意識している以上にイメージが高いというような意見も聞いておりますし、質を下げないでくれという意見もこの中でありました。それから、広めるためにどうするかということなんですけれども、一流の人たちと県民の人たちが合同で演奏するというのはなかなか難しい面もあるかと思うんですけれども、周辺部分で県民のアマチュアたちが参加するというような場面も想定して、県民参加というような言葉を使っております。以上でございます。

○福田委員 小さいことですけれども、先般、

私は、久しぶりにライプツィヒの演奏会に行っ て、聞いておりましたら、演奏の合間に70歳ぐ らいの御婦人が、私はバッジを外して行ったん ですけれども、私に話しかけてきて、「私はくれっ しえんど会員です。楽しみにしています」と。 そこまではよかったんですが、どうも劇場の関 係者は融通がきかないとおっしゃるんですよ。 何をおっしゃっているのかなと思って聞いたん ですが、そうしましたら、この方はS席を買っ ておられたんですが、S席で希望のところがあ いているから移動させてくれとおっしゃったけ れども、聞いてもらえないと。ほかの県に自分 は住んでおりましたと。ほかのところでは、あ いておる場合には、それはよくやっていただけ るんですと。ちょうどその日は私どもの前の席 がずっとあいていたんですよ。それを指されて 私に――普通の格好をして行っていますから、 関係者かどうかはわからんですね――言われま したから、なるほどなと。自由に行かれたらど うですかと言ったら、その70歳ぐらいの女性は 行かれました。75%ぐらいの座席の充足率でし たか、その辺は、くれっしぇんど会員あたりに は柔軟な対応をしてあげる必要があるでしょう ね。たまたま久しぶりに行きましたら、そこで 声が出ました。担当課長、そういう考えはどう ですか。

○福村文化文教・国際課長 コンサートの途中 で席をかわりたいとかいうような意見は聞くん ですけれども、実際、席をかわっていただくと、 ひょっとしたら後でおくれて来る方がおるかも しれないという予測のもとに、一応、席は御自 分の席でということでお願いしていると思います。

○福田委員 私はそういうことはわかっている から説明したんですよ。ところが、だれもお見 えにならないし、いいところの席がずっとあいているんですから。同じお金を払っているというわけですね。それは説明にならんでしょう。75%ぐらいの座席シートの埋まりですから、それはおかしいと思います。恐らくその人はプロだと思うんですね。会員ですから、しょっちゅう来られていると思うんです。他県に住んでおられたということですから、詳しいと思うんです。素人ですけれども、その辺は柔軟に対応する体制は持っておったほうがいいと感じました。以上です。

〇髙橋委員長 ほか、ございませんか。

なければ、私の地元の関係で大島に事業展開 いただくことで、これは要望でいいんですけれ ども、随分前になるんですが、大島をよく知っ ている東京に住む私の友人とこの話をしたとき に、宣伝が貧弱だというふうに言っていたんで す。いいところなのに、もうちょっと宣伝する と来るのにと。たまたまこういう事業展開をす るわけですから、なおさら価値が上がるわけで すね。日南市がつくっているホームページのこ とじゃないかなと思ったりするんですけれども、 海幸山幸との連携も出てくるだろうし、タイアッ プした商品なんかもできるといいなと思ってい ますから、南が夕暮れになりつつありますので、 ぜひ、お知恵をかしていただいて、地元日南市 なんかに助言をいただくと助かります。これは 要望です。

○萩原委員 総合政策課長、定住自立圏、4億 幾らになったが、もともとはどの程度来る予定 だったのか。

〇永山総合政策課長 補正予算の段階では、全 国では550億予定されておりまして、それに対し て、本県は約50億の要望を出しました。もとも と550億しかありませんでしたから、50億の要望 が幾らになるかというのはよくわからない状態ですが、要望としては50億出したと。それが全国の予算が550億が100億になったということで、先ほど申し上げたように、対象を医療施設等に限って、あるいは補助率も少し下げたりして、こういうふうな状況になったということでございます。

○萩原委員 要するに10分の1になったという ことですね。

〇髙橋委員長 ほか、ございませんか。なければ、その他でありませんか。

○押川委員 新たな県総合計画の策定状況につ いてということでありますけれども、議会の一 般質問でも相当出てきましたね。知事は自分の 思いを入れるということで、私の答弁でも言っ ておられたわけでありますけれども、思いが入っ た20年の長計となってくると、今までも前任者、 例えば、議会でもありましたとおり、松形県政 時代でかわられて安藤さん、安藤さんにかわら れて今の知事、そうなってくると、次に出られ るか出られないか知事はわからないわけですけ れども、出られたら、自分の思いがあるからつ ながっていけるとは思うんですけれども、もし 出られなかったら、せっかく2年かけてつくら れた長計が、本当に皆さん方のためになるのか なという気がしてならないんですが、そこあた りをもう一回、総合政策課長、ちょっと……。

○永山総合政策課長 今回の総合計画につきましては、20年先を見通してその将来像を描くとともに、10年間の施策の方向性を示す、それから、短期的なプログラムとして知事のマニフェスト等を反映したアクションプランをつくるということでございます。この長期ビジョンの部分にも、知事の思いとして、例えば、従来の慣例とかにとらわれずに、思い切ったシステムの

構築とか、あるいは人材とか産業のところに力 を入れていこうと。それは、知事としてもさま ざまな考えがありますし、そのあたりはしっか り踏まえながらつくっていくことになるとは 思っていますが、長期ビジョンの中において、 一つの柱としてそういうふうなものは入ると思 いますけれども、恐らく、そこは普遍性がある 議論になるんだろうと思っています。知事の政 治的な思いの部分については、マニフェストを 踏まえたアクションプランの部分でしっかり反 映させていくというふうに思っていますので、 長期ビジョンについては、ちょっと言葉がおか しいですけれども、どなたが知事であろうと、 宮崎県民共有の財産となるようなものをしっか り仕上げていきたい。そして、知事の4年間の 思いについては、どなたが知事になるかという ことになりますけれども、それを踏まえてアク ションプランとしてつくっていくということで 考えています。

〇押川委員 私も知事にお伺いをしたんですが、 今まで、どなたが知事になられても宮崎県のあ るべき姿というものはこうですねと、そういう ものがあったのかなかったのかという話から始 めたんですけれども、それがあれば、長計とい うのはそんなに入る必要はないわけですね。10 年先、20年先の宮崎のあり方というのはこうな んだ、そして農業の分野で、あるいは医療の分 野で、福祉の分野で、教育の分野でいいところ はそのままやっていけばいいわけであって、悪 いところをどう改革していくかということが、 今言われた重点とかマニフェストになってくる と私は理解するものですから、それが今度の10 年先、20年先の長計というのは、どなたがかわ られても、それは変えないんだというところま で自信を持ってやられるかということですね。

○永山総合政策課長 委員御指摘のとおり、これまでの5次までの長期計画等についても、それぞれ将来のビジョンを持って、そして具体的な施策という描き方をしておりましたので、その中にも長期的なもの、普遍的なものというのは存在をしていたというふうに思っています。今回は、特に、人口の問題等を含めて、大きく世の中が変わる中で、何を見通していくのかということを、今まで以上にしっかりと普遍的なものをつくっていきたいということでございまして、我々事務方の意向としては、先ほど申し上げたように、長期ビジョンについては、しっかりと通用するものをつくっていきたいという強い意欲は持っています。

○押川委員 最後にしますけれども、今言うように、次、かわられたときには、そのことも曲げないで、これは事務方としてもやるということで理解しておってよろしいですね。

○永山総合政策課長 事務方としては、そういう気持ちで計画づくりに臨んでおります。

○押川委員 それはそうですよ。だから、かわられた知事になられても、そういうことは皆さん方も曲げないでやってくださいねという要望にしておきます。

○権藤委員 今の件に関しては、お互いに議論がありましたが、10年計画、プラス20年を想定するという骨子その他については、押川委員が言われるように、変わらないだろうと。説明があったように、当初の4年になるのか5年になるのか、そういう短期計画についてはいろいろあるかもしれない。ただ、長期計画の策定スタートが、知事がかわったことによって1年早まったり遅まったりとかはないと思うんですね。やっぱり改訂期は改訂期ということでやっていくべきだというふうに思っておりますので、今、押

川委員が確認されたとおり、我々も理解したい と思います。

○萩原委員 長期計画、そういう表現するからこういう議論になるわけです。10年先、20年先のあるべき宮崎県の姿とすればいいわけです。不易と流行というものじゃないけれども、古きいものを勉強しながら、新しいものも知り、そこを対応していくんだという、基本的なことのあるべき姿という、長期計画だとかた苦しくなって、変えちゃならんぞとなるわけですね。普遍的なものなんで本当はないんです。戦争があるかもしれないんだから、何があるかわからないわけだから、あるべき姿で考えておったほうが私はいいと思います。そうでないといい発想はできないです。以上です。

○髙橋委員長 私から1点だけ、総合計画がせっ かく出ましたので、今、萩原委員がおっしゃる ことは、長期、中期で整理されていると思うん です。短期のところが一つのポイントになって いると思うんです。知事のアクションプランの ところだから。ごめんなさい。意地悪を言うか もしれないけれども、参考資料の9ページを見 ていただくと、10月に「アクションプランを検 討する」じゃないですか。多分、ここは、原案 の中身じゃなくて、日程的な部分とか、そうい うところでおさまれば私はよしとします。いわ ゆる知事の政治的な課題までが入ってくるとい けないと思うんです。まだ、次期表明も何もし ていない方ですから。そして、執行部としては、 知事選が12月というふうに想定されてやってい らっしゃるみたいなんですね。私たちは1月と 思っていますものね。だから、私は議会で知事 とはあんなやりとりをやってしまったんです。 執行部は12月で知事選を想定してこの計画をつ くっていらっしゃるから、ちょっとしたずれが できてしまいました。

繰り返しますけれども、このアクションプランは、具体的に知事がこの人だということが想定されるところで手がけるべきだなというふうに思いますので、そこはしっかり整理しておってください。

○永山総合政策課長 この資料は11月24日の時点でつくらせていただいたもので、もしかしたら少しずれがあるかもしれません。おっしゃるとおり、アクションプランについては、次の期の知事がどなたであるか、その方が掲げられたマニフェストの内容、それと長期ビジョンとの整合をうまくとりながら作業を開始して、予定では、5月に総合計画審議会に諮った上で、23年6月の県議会に提案をさせていただくという形で、あくまでも次の期の知事のマニフェストを中心としてつくっていくものということでやっていきたいと思っています。

〇髙橋委員長 その他でございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○髙橋委員長 なければ、請願の審査に移ります。新規請願であります請願第30-1号「教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願書」について、執行部からの説明はございますか。
- ○高山県民政策部長 特にございません。
- **○髙橋委員長** 委員の皆様から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋委員長 その他、何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋委員長 では、執行部の皆様、大変御苦 労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時35分再開

○髙橋委員長 委員会を再開いたします。

午前中の審議において答弁保留の件がありましたので、報告したいと思います。午前中の委員会において、押川修一郎委員から行政経営課長に対して、農業振興地域は県内の全市町村にあるのかとの質問がありましたが、行政経営課長から私のほうに、農業振興地域は県内全市町村に存在する旨の報告がありましたので、お知らせします。

暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時38分再開

〇髙橋委員長 委員会を再開いたします。

請願第29号、第30-1号及び第31号の審査に 移ります。

これらの請願について、何か御意見等ございませんか。

○権藤委員 たばこについては、丸山議員から 私のところに来たんだけれども、私がこの委員 会だということで、田口議員と3人で相談して、 シミュレーションをやらせてもらったんだけれ ども、あの当時は1箱400円とか500円とかとい うような話が出ていたので、我々は、基本的に、 少しぐらいの増税論議についてはストップをか けるものではないけれども、そういう大幅なも のを狭めるという意味では、うちは与党ではあ るけれども、これを出せば小さくなるんじゃな いかという議論をしたわけです。現在のところ、 4円か5円かが微増の範囲かどうかということ でいくと、私たちとしては、意見書を出さない かん、当初予想されたように何百円も上がると か、そういう範囲ではなさそうなので、それは 政策判断の許容の中であれば、署名はしたけれ ども、余り上げないでくれという意味で署名し たんですよということは、提案の丸山議員には 申し伝えてあります。その真意が誤解されると、 道路のように、署名はしたけれども、何で反対 かということにならないように、そういうこと です。

○髙橋委員長 それでは、以上をもって請願第29 号、第30-1号、第31号の審査は終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時41分再開

〇髙橋委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、あす、行いたいと思います。再開時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇髙橋委員長 それでは、そのように決定いた します。

その他、何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋委員長 何もないようでしたら、本日の 委員会を終了したいと思いますが、よろしいで しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋委員長 以上をもちまして本日の委員会 を終わります。

午後2時41分散会

午後1時31分再開

出席委員(8人)

委 員 長 髙 橋 诱 副 委 員 長 河 野 安 幸 委 員 福田作弥 委 員 萩 原 耕 三 委 員 押 川 修一郎 委 員 武井俊輔 委 員 権藤梅 義 委 前屋敷 恵 美 員

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

事務局職員出席者

総務課主幹 黒田 渉議事課主幹 壱岐哲也

○髙橋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいで しょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○髙橋委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第3号、第5号、第6号、第12号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋委員長 御異議なしと認めます。よって、 議案第1号ほか4議案につきましては、原案の とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第29号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○前屋敷委員 29号については、中身として具体的な要望も上がっている点で、そのままは人権上も問題が多過ぎますので、私としてはこのままの請願は認められないという立場を表明したいと思います。いろいろ危惧されることは当然あるだろうと思いますけれども、それは十分理解できるんですけれども、踏み込んでDNAの鑑定だとかいろいろという点では、そこまで具体的に指示されていると難しいなというふうに思っています。

○押川委員 請願を一応受けて、自民党のほうからも出していますから、私としては、今回、意見書を出すような方向の中で議論をしていただければありがたいと思っております。

○河野副委員長 前屋敷委員、その文言を変えればいいわけなんですか。「DNA」を削除すればいいんですか。

○髙橋委員長 請願者の願意だから。

○前屋敷委員 請願権はありますから、上げられるのは住民の権利ですけれども、この項が具体的に入っているという点で私としては受け入れがたいということです。

〇髙橋委員長 暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時37分再開

〇髙橋委員長 委員会を再開いたします。

請願の取り扱い、まず、請願第29号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○権藤委員 継続をお願いします。

○髙橋委員長 継続審査との意見がありました ので、継続審査とするかどうか、お諮りいたし ます。

請願第29号を継続審査とすることに賛成の方 の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○髙橋委員長 挙手全員。よって、請願第29号 は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第30-1号の取り扱いはいかがい たしましょうか。

○前屋敷委員 これは、項目は挙がってきてい るんですけれども、ここの委員会に係るのは、 私学に関することだけですね。文教警察企業に 挙がっている……。私はぜひ、採択をしていた だきたいと思います。

ここで結論を出すのは、すべてが挙がってき ているんですけれども、どういうふうに考えれ ばいいですか。ここでは5と6だけで審議して いいかどうか、採択か、不採択か、継続か、ど ういうふうに判断するのか。

○髙橋委員長 暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時47分再開

〇髙橋委員長 委員会を再開いたします。

請願第30-1号の取り扱いはいかがいたしま しょうか。

- ○前屋敷委員 ちょっと待ってください。紹介 議員に満行議員の名が出ているので……。
- 〇権藤委員 内容的には一緒だから……。
- ○髙橋委員長 請願第30-1号の取り扱いはい かがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○髙橋委員長 それではお諮りいたします。

請願第30-1号を継続審査とすることに賛成 の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

1号は継続審査とすることに決定いたしました。 次に、請願第31号の取り扱いはいかがいたし ましょうか。

〇権藤委員 補足的に、民主党としては、協議 をして田口議員に紹介議員になってもらってお ります。これは、当初は1箱、相当な値上げに なるんじゃないかというようなことだったもの ですから、我々としては、説明も聞いてわかっ たように、それは事後的にこの常任委員会でわ かったんですが、担税力の限界を超えるんじゃ ないかと、それに1箱200円も上がるというよう な想定がされたので、現在のところ、3円だ、 4円だという範囲であれば、私は、なれないな がらも政権党という立場で言わせていただくと、 その政策の範囲内かなというふうな解釈で、丸 山議員が持ってこられたんですが、そのときに は、当初予想されたよりも小さい、要するに政 策判断の範囲であれば、異常な値上げでなけれ ば、うちは署名はしているけれども、賛成はし ないかもしれませんと、そういうようなことを 申し出ておりますので、署名はしていますが、 そういうニュアンスです。

○押川委員 今の権藤委員の意見も十分私も理 解するんですが、しかし、パーセントが幾ら、 あるいは1本何円といっても、ここ5~6年ぐ らい、たばこの生産者においては大変な所得減 等々がある。一方では税金を上げられると、一 般質問もさせていただきましたけれども、転作 あたりが出てくる。これが引き金になって、さ らに追随されるというおそれもあるかもしれな いというような気持ちもわかるんですけれども、 今回、どの価格に落ちつくのかというのが見え ない部分があるものですから、できれば採決を していただいて、紹介議員になったのも十分わ ○髙橋委員長 挙手全員。よって、請願第30- かります。生産者を守るという観点、それから

県の税収も市町村を含みますけれども、90億、 それからいったときには、何とかこれが維持で きるような形の中で今回、お願いをすればいい がなということで、私は採決をしていただきた いと思います。

○前屋敷委員 私も、国民の増税につながるという点ではこの意見書は必要かなと思うんですけれども、しかし、たばこは嗜好の範囲のものなので、吸うか吸わないかというのは、幾ら値段が上がろうが下がろうが、ここにもあるように、個人が判断すべき問題ということなんですね。ですので、この意見書の中身も、そういうことでたばこ税によらなければどうなるこうなるということを余り私は誇張しないほうがいいんじゃないかというふうに思うんですよ。

○押川委員 委員長が言ったように、生産者が減反あたりを強要される恐怖が出てくるということを我々は危惧するから、生産者を守るんだということで今回は、この請願を通してほしいということでお願いします。

○前屋敷委員 否定するものじゃないんですけれども、健康上の問題であるとか、いろいろな課題が想定されています。生産者の皆さんも守らないといかんことは当然のことです。

○押川委員 先ほど言われたように、たばこをのまれる方の判断であって、それが少しずつそういうことになってくると、生産現場においては面積が縮小されてくる可能性が出てくるんですよ。今回は3円か4円かわかりませんけれども、来年以降、これがまた3~4円上げられると、トータル10円近く上がってくるという可能性になりますので、わかりませんよ。権藤委員の言われることも私も理解しますし……。生産者を守るという視点から行っていただければ、今回はどうなるかわかりませんけれども、請願

をいただいておるところもありますから、できればお願いしたいなということであります。御理解をいただければありがたいと思います。

○前屋敷委員 今、意見書の中身にまで立ち至ったものですから……。

○押川委員 何とかよろしくお願いいたします。○髙橋委員長 意見が出されましたが、請願第31号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

[「採決」と呼ぶ者あり]

○髙橋委員長 議案第31号につきましては、採 決との意見がございますので、お諮りいたしま す。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋委員長 それでは、請願第31号の賛否を お諮りいたします。

請願第31号について採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○髙橋委員長 挙手多数。よって、請願第31号は採択することに決定いたしました。

委員会発議として意見書を提出する場合、全会一致の決定が必要であります。委員会発議に 異議があるということですので、委員会発議については見送ることといたします。なお、この意見書案の取り扱いについては、それぞれの賛成会派または賛成議員で提出について御検討いただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

県民政策及び行財政対策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御 異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。 委員長報告の項目として、特に御要望等はあり ませんか。

- **〇武井委員** ソーラーパネルの件については、 ぜひ、お願いしたいと思います。
- **〇髙橋委員長** 今、武井委員からソーラーパネ ルの件について、委員長報告に盛り込んでほし いということでありましたので、ただいまの意 見を……。
- ○権藤委員 その点については、私たちは昭和 シェルを重視すべきはすべきだけれども、ほか も配慮すべきということですから、そこの内容 の盛り込み方については、よろしくお願いしま す。
- ○髙橋委員長 今、委員の皆様から出ました意 見を参考にして、委員長報告につきましては、 正副委員長に御一任いただくことで御異議あり ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇髙橋委員長 では、そのようにいたします。 暫時休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後1時56分再開

○髙橋委員長 委員会を再開いたします。

1月27日の閉会中の委員会につきましては、 請願審議について、関係機関を招いて勉強会を するということで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇髙橋委員長 それでは、そのようにいたしま す。

その他、何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋委員長 御異議ありませんので、その旨、 ○髙橋委員長 それでは、ありませんので、以 上で委員会を終了いたします。

午後1時56分閉会